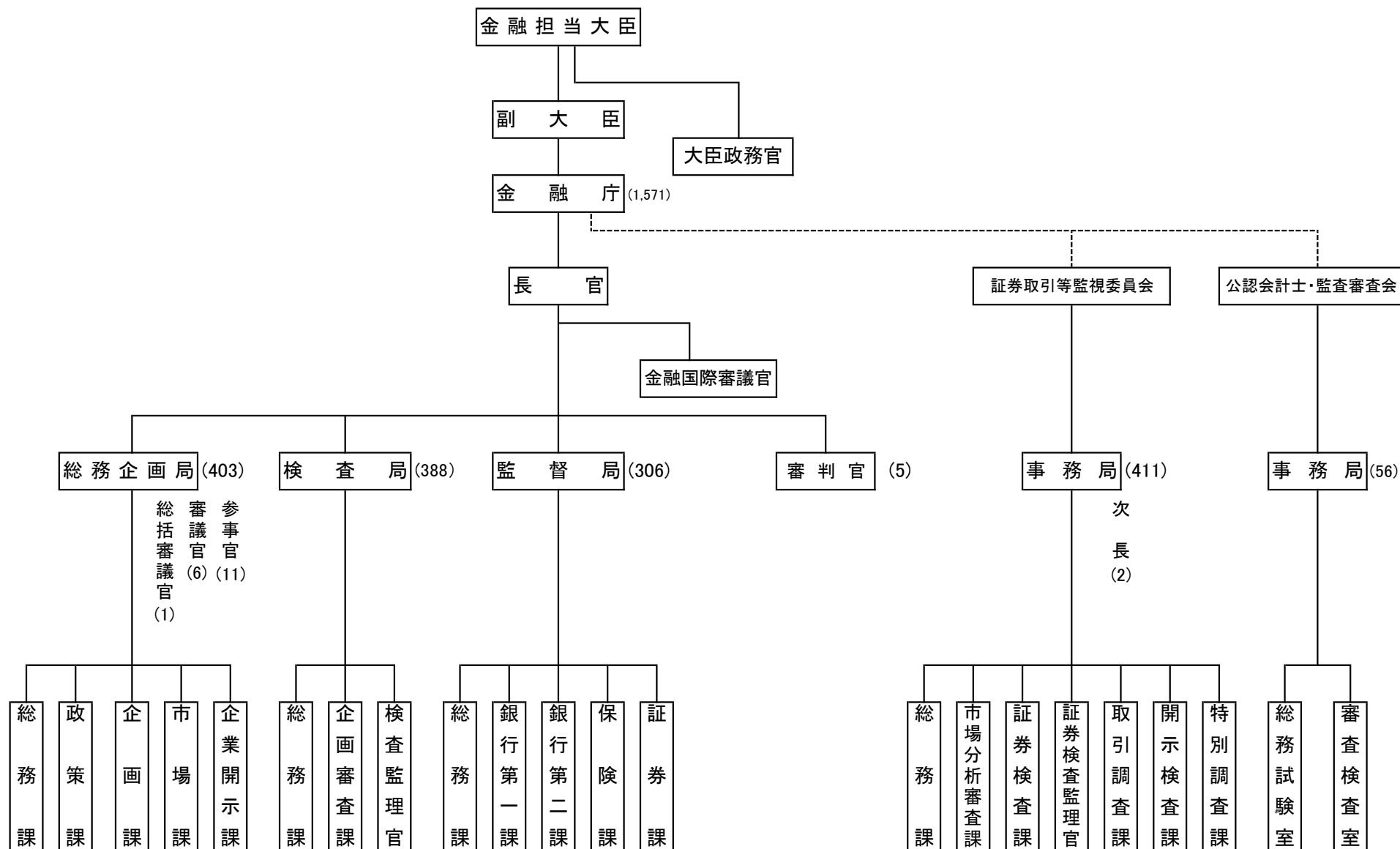


金融庁の組織（平成28年度）



※ 数字は、平成28年度末定員。
 ※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国务大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五 （略）

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七～三十 （略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の二 （略）

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条第一項に規定する事務

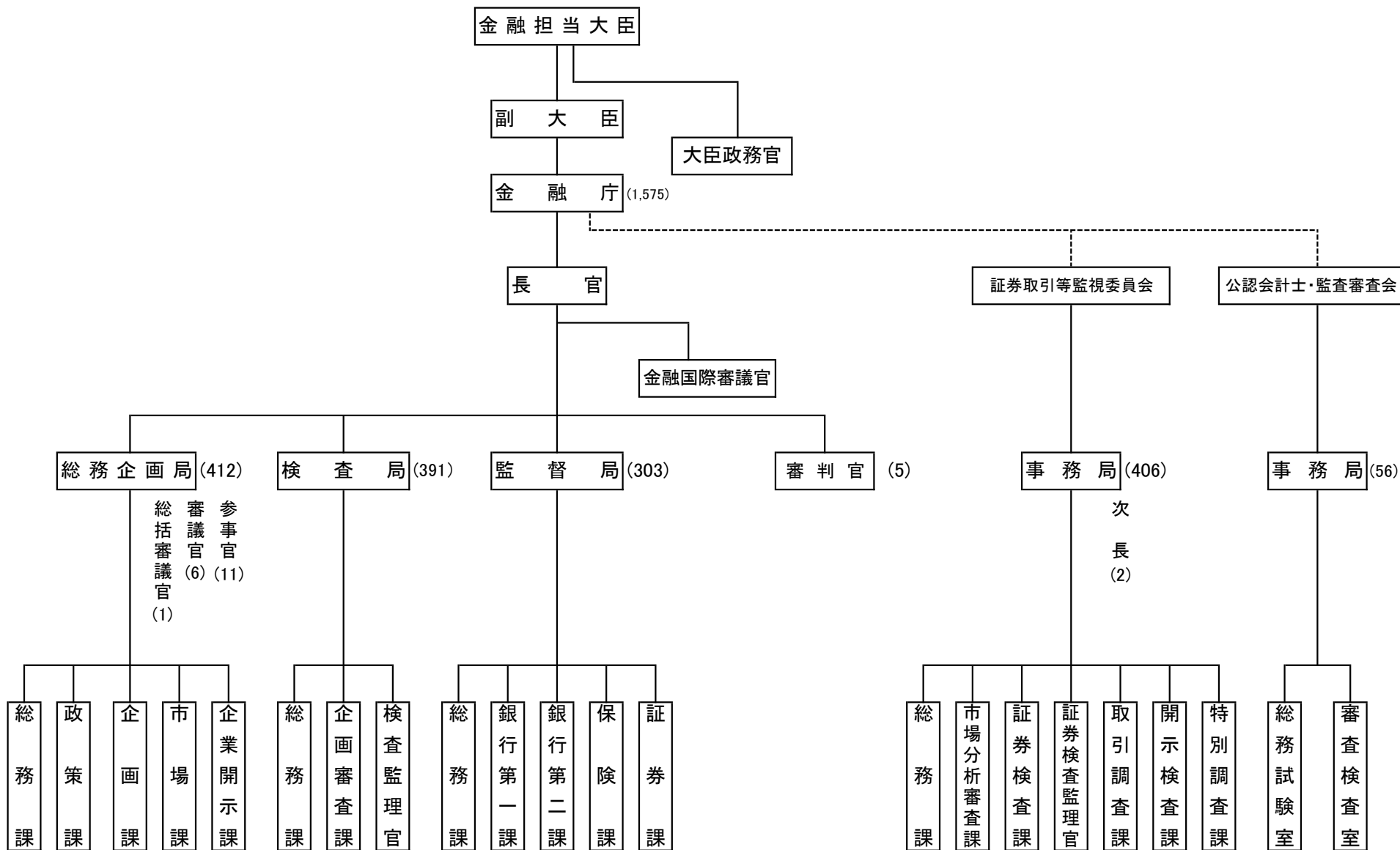
六十一・六十二 （略）

金融庁の各局等の所掌事務(平成28年度)

部局 課室等	所掌事務
総務企画局	金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
総務課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務 等
政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟 等
金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 等
企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案 等
調査室	経済金融情勢に関する調査 等
信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
保険企画室	保険制度に関する企画・立案 等
市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定 等
検査局	民間金融機関等の検査
総務課	検査局の総括、金融検査の実施 等
リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施 等
情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
企画審査課	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
検査監理官	重要な金融検査の実施 等
監督局	民間金融機関等の監督
総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
監督調査室	監督上の調査 等
国際監督室	国際的な監督事務に関する企画・立案 等
協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応 等
金融会社室	ノンバンクの監督 等
銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督 等
銀行第二課	地銀、第二地銀の監督 等
保険課	保険会社等の監督 等
損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督 等
証券課	金融商品取引業者等の監督 等
資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督 等
審判官	課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局	市場分析審査、証券検査、不正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
総務課	事務局の総合調整 等
情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析 等
証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査 等
証券検査監理官	重要な証券検査の実施 等
取引調査課	不正事案の調査 等
開示検査課	開示事案の検査 等
特別調査課	犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局	公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

(注)平成28年度末時点

金融庁の組織（平成29年度）



※ 数字は、平成29年度末定員。
 ※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

金融庁の各局等の所掌事務(平成29年度)

部局 課室等	所掌事務
総務企画局	金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
総務課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務 等
政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟 等
金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 等
資産運用支援室	国民の安定的な資産形成を促進するための基本的・総合的な政策の企画・立案 等
地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上に必要な制度等の企画・立案 等
企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案 等
調査室	経済金融情勢に関する調査 等
信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
保険企画室	保険制度に関する企画・立案 等
市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定 等
検査局	民間金融機関等の検査
総務課	検査局の総括、金融検査の実施 等
リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施 等
情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
企画審査課	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
検査監理官	重要な金融検査の実施 等
監督局	民間金融機関等の監督
総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
監督調査室	監督上の調査 等
国際監督室	国際的な監督事務に関する企画・立案 等
協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応 等
金融会社室	ノンバンクの監督 等
銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督 等
銀行第二課	地銀、第二地銀の監督 等
保険課	保険会社等の監督 等
損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督 等
証券課	金融商品取引業者等の監督 等
資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督 等
審判官	課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局	市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
総務課	事務局の総合調整 等
情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析 等
証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査 等
証券検査監理官	重要な証券検査の実施 等
取引調査課	不公正事案の調査 等
開示検査課	開示事案の検査 等
特別調査課	犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局	公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

平成27事務年度
金融レポート 主なポイント



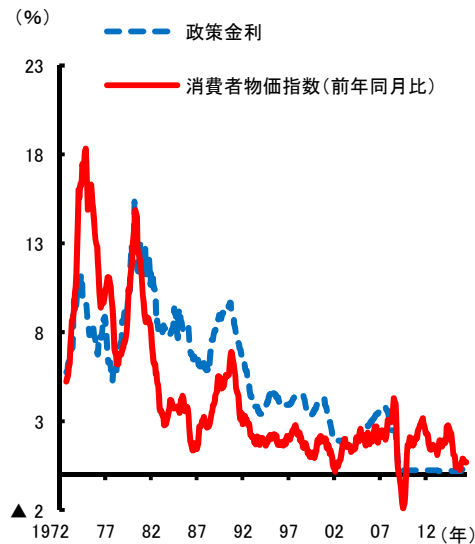
平成28年9月
金融庁

I. 我が国の金融システムの現状(1/2)

1. 世界経済・金融市場動向

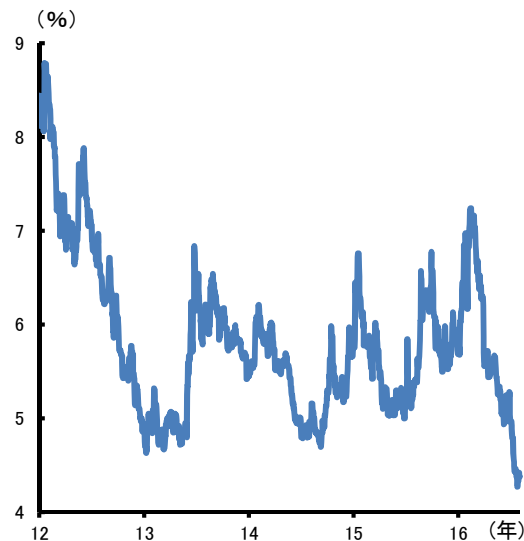
- 世界経済においては、構造的な供給過剰やそれを背景としたデフレ圧力の高まりが懸念される
- デフレ圧力に対し、世界的な金融緩和が継続する中、より高い利回りを求める投資家の行動等により、世界的にリスク資産の価格上昇が見られている
- 銀行によるマーケットメイク機能の低下、ノンバンク(シャドー・バンキング)資産の拡大といった市場構造の変化に加え、諸々の政治的な要因もあって、過去1年では、それ以前に比べて市場のボラティリティが頻繁に上昇

先進国の消費者物価指数と
政策金利の推移



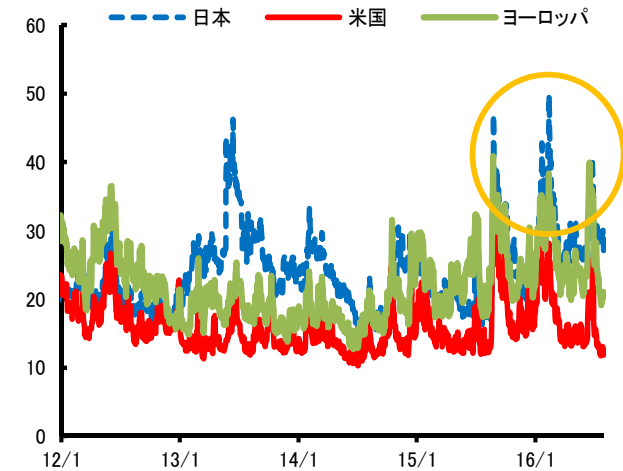
(注1) 消費者物価指数は、日本、米国、英国の消費者物価指数(ただし、英国は小売物価指数)の単純平均。
(注2) 政策金利は、日本、米国、英国の政策金利の単純平均。
(資料) Bloombergより、金融庁作成。

新興国ハイイールド債スプレッドの推移



(注) パークレイズアジアハイイールドインデックスのOAS(Option Adjusted Spread)。
(資料) Bloombergより、金融庁作成。

2012年初来からの
株価ボラティリティ指数の推移



(資料) Bloombergより、金融庁作成。

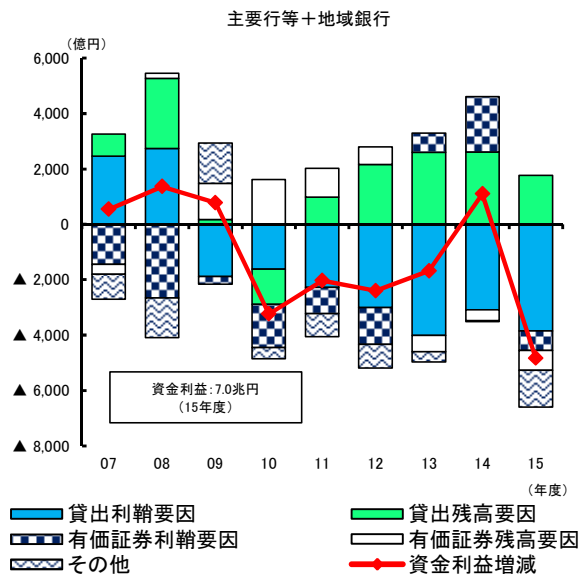
I. 我が国の金融システムの現状(2/2)

2. 我が国の金融システムの評価とその健全性に影響を及ぼしうるリスク

■ 我が国の金融システムは総体として健全で安定しているものの、特に以下の点には留意が必要

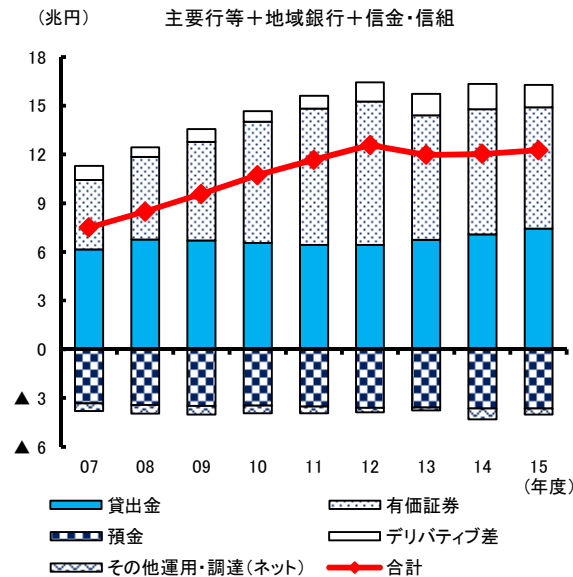
- ✓ 金利低下が継続する中、短期で調達し、中長期の貸出・証券運用を行うビジネスモデルの持続可能性
- ✓ 海外向けの与信や証券投資が拡大することに伴う外貨流動性管理
- ✓ 世界経済・市場の変化が信用コストに与える影響
- ✓ 国債市場の低流動性や異例に低いタームプレミアムの中での金利変動リスク
- ✓ 過去との比較において特に高い伸びではないが、不動産向け貸出(アパートローンを含む)を含めた与信の集中リスク

資金利益(株式除く)の増減要因



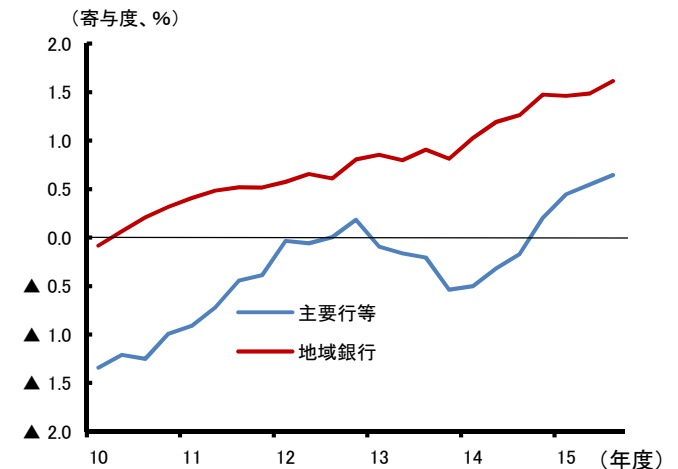
(資料)金融庁

円金利リスク量



(資料)金融庁

不動産業向け貸出(業態別)の増減



(注)総貸出額の変化率(前年同期比)に対する、不動産業の寄与度を表す。
(資料)日本銀行資料より、金融庁作成。

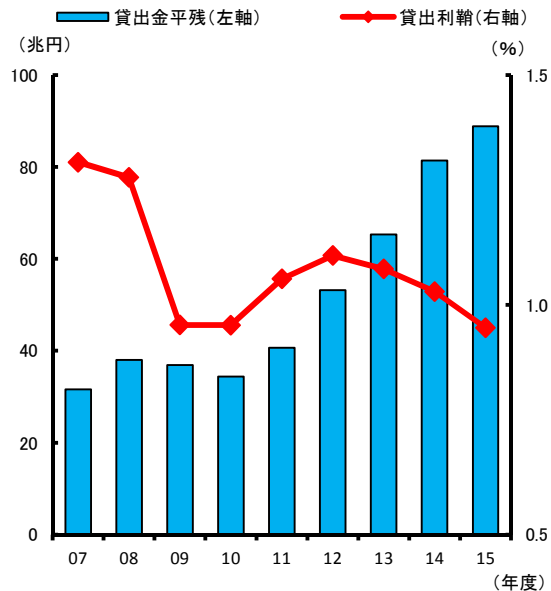
Ⅱ. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(1/7)

1. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

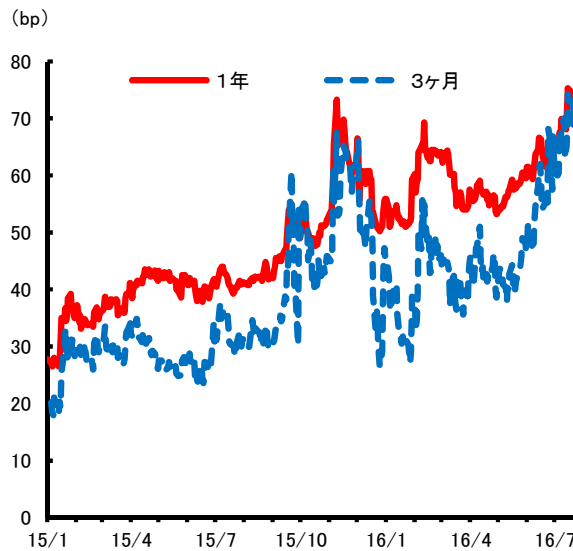
グローバルに活動する金融機関

- 主要行等の海外向け貸出が拡大する中、市場環境の変化を捉えた機動的な与信管理が必要
- 外貨資金調達額が増加する一方、調達コストは上昇しており、安定的な外貨調達手段の確保等が課題
- 預金を集めても、国内外の貸出利鞘が低下する中、貸出規模の拡大による収益確保がより困難に。また、国債等からの収益確保も難しい状況。国民の安定的な資産形成に資する良質な金融商品の販売等を通じて、資産規模をコントロールしつつ、より安定的な収益基盤を構築することが重要

主要行等の貸出利鞘と貸出金(国際業務部門)



ドル円通貨ベースの推移



ROAとその要因分解

	欧米主要銀行平均 (15年12月末)	3メガバンクグループ平均 (16年3月末)
ROA(総資産利益率)	0.45%	0.34%
総資産業務粗利益率	2.96%	1.36%
総資産資金利益率	1.27%	0.66%
総資産非金利利益率	1.69%	0.70%
総資産経費率	▲2.11%	▲0.83%
総資産信用コスト率	▲0.16%	▲0.05%

(注) 上記欧米主要銀行は、G-SIBsから、中国の4行と3メガバンクグループを除いた23行。

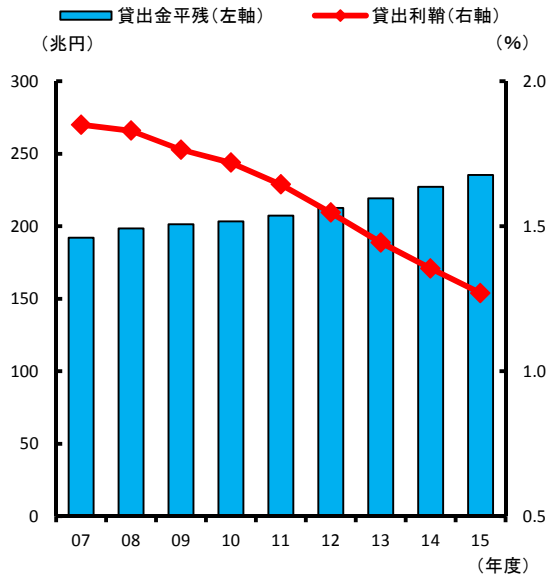
(資料) 各社公表資料等より、金融庁作成。

II. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(2/7)

地域金融機関

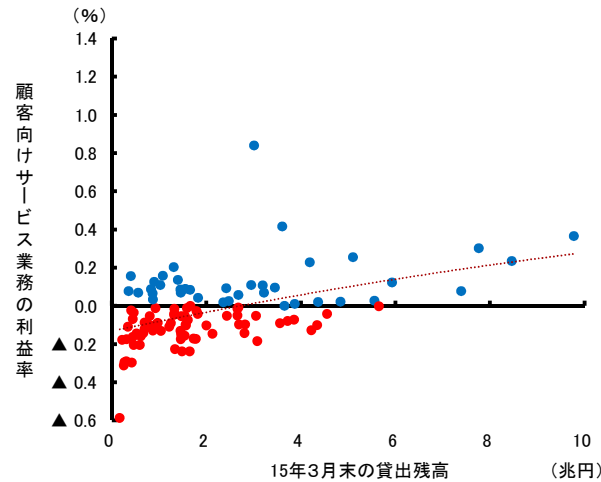
- 金利低下が継続する中、地域銀行全体として利鞘縮小を融資拡大でカバー出来ない状況。
今後、人口減少等により借入需要の減少が予想される中、担保・保証などに依存した単純な貸出業務の収益性は更に低下するおそれ
- こうした中、顧客企業の事業の内容をよく理解し、そのニーズに応え、企業価値向上への貢献を通じて、収益を確保するビジネスモデルを構築している銀行が存在
- 顧客企業も、貸出金利の低さより、事業の理解に基づく融資や経営改善等に向けた支援を求める傾向

地域銀行の貸出利鞘と貸出金



(資料) 金融庁

2025年における顧客向けサービス業務(貸出・手数料ビジネス)の利益率の試算

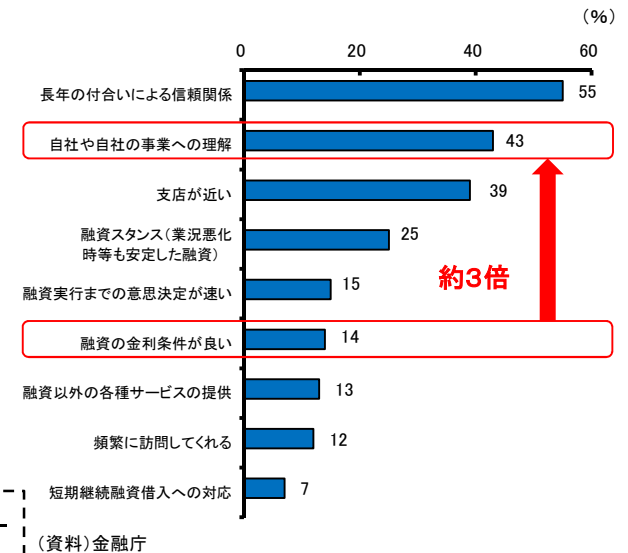


$$\text{顧客向けサービス業務(貸出・手数料ビジネス)の利益率} = \frac{\text{顧客向けサービス業務の利益}}{\text{預金残高}}$$

(注) 銀行の収益性は、顧客向けサービス業務以外にも、有価証券運用による収益も勘案する必要。

(資料) 金融庁

企業がメインバンクに求めるもの



(資料) 金融庁

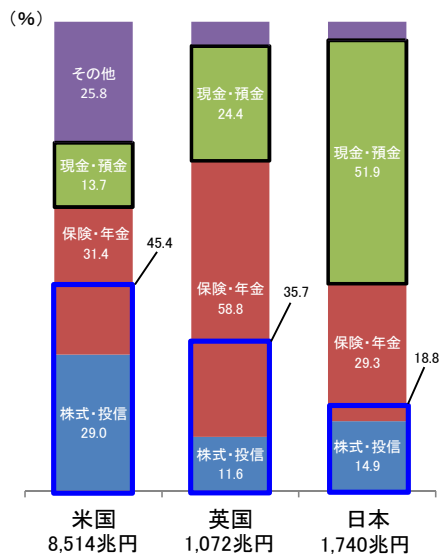
II. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(3/7)

2. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

国民の安定的な資産形成の促進:「貯蓄から資産形成へ」(1/2)

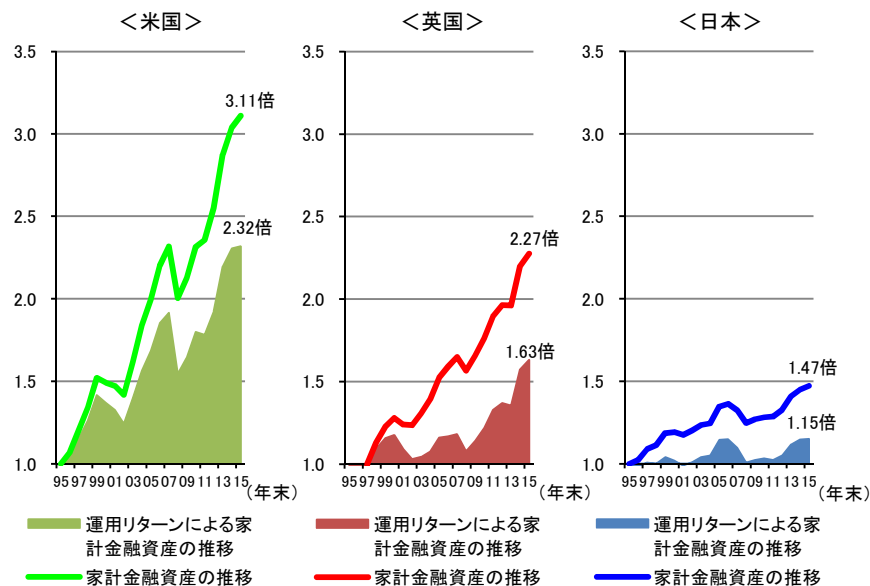
- 我が国家計金融資産の52%が現預金。米英に比べ株式・投信等の割合が低い
- 家計金融資産の構成の違いが、過去における我が国家計金融資産の伸びが米英に比べて低いことの一因に
- 投資対象と投資時期の分散を行うことで、中長期的に安定的なリターンを実現することが可能
 - ✓ 投資対象をグローバルに分散させることで、世界経済の成長の果実を享受することが可能に
 - ✓ 投資時期の分散(積立投資)により、高値掴み等のリスクの軽減が可能に
 - ✓ 長期で保有することにより、リターンの安定化が可能に

各国の家計金融資産構成比



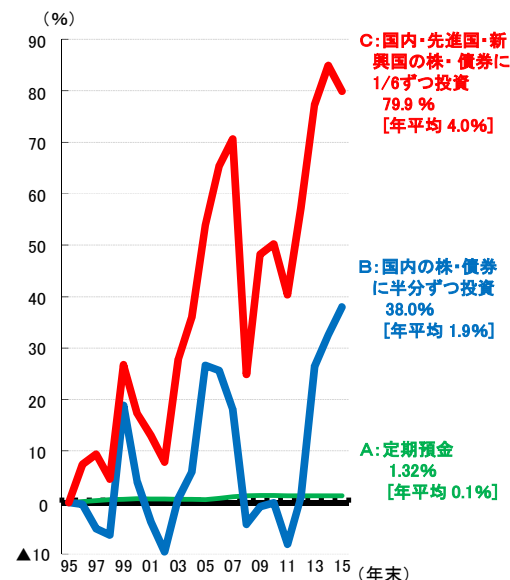
□ の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合
 (注)15年12月末の為替レートにて換算。
 (1ドル=120.3円、1ポンド=177.3円)
 (資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

各国の家計金融資産の推移



(注)95年=1(英国のみ97年=1)として指数化。
 (資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

長期・積立・分散投資の効果



(資料)Bloombergより、金融庁作成。

II. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(4/7)

国民の安定的な資産形成の促進:「貯蓄から資産形成へ」(2/2)

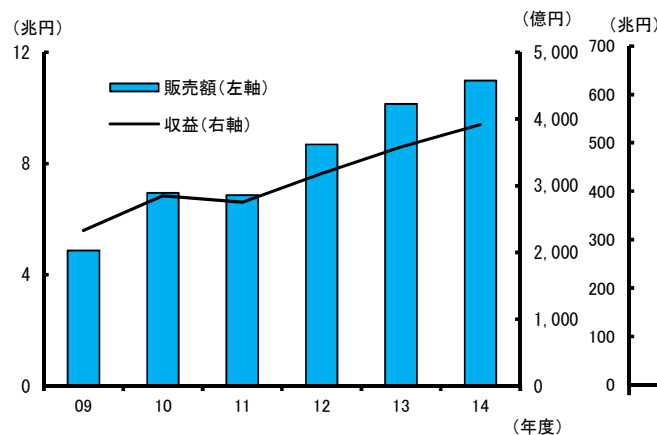
- 少額からの積立・分散投資促進のためのNISAの改善・普及や、効果的な投資教育の提供が必要
 - ✓ NISAによる投資は増加しているものの、積立投資の割合は低い
 - ✓ 投資教育を受けたことの無い者の割合が約7割。そのうち3分の2は、「そもそも投資の知識は不要」との考え
- 商品開発や販売等に携わる金融機関に対する、真に顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)の徹底が必要
 - ✓ 多くの金融機関は、手数料の稼げる商品を販売。銀行窓販の投信については、販売額や販売手数料等の収益は拡大を続けている一方、残高は伸びていない

規模の大きい投資信託の日米比較(純資産額上位5銘柄)

	規模(純資産)の平均(兆円)	販売手数料	信託報酬(年率)	収益率(年率)
		平均(税抜き)		過去10年平均
日本	1.1	3.20%	1.53%	▲0.11%
米国	22.6	0.59%	0.28%	5.20%

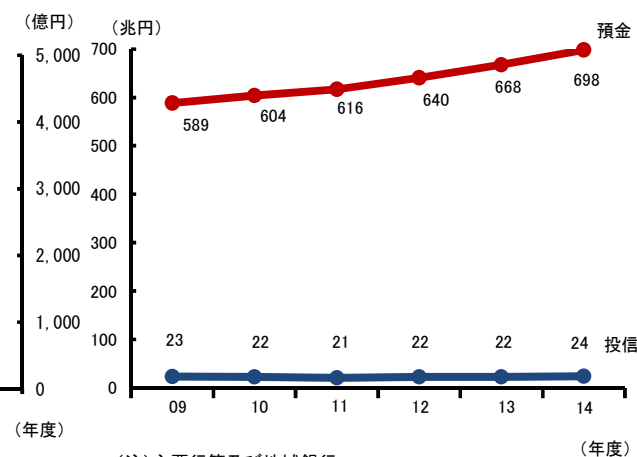
(注1)米国投信純資産額は1ドル=112.43円にて換算。
 (注2)日本の販売手数料は上限。米国投信でシェアクラスによって手数料が異なる場合は、各クラスの残高を基に加重平均。
 (注3)収益率は、販売手数料を加味し、分配金を再投資しないベースで算出。
 (資料)QUICK(日本)、運用会社公表資料(米国)より、金融庁作成。

投資信託の販売額・収益の推移



(注)主要行等及び地域銀行。
 (資料)金融庁

投資信託窓販と預金の残高比較



(注)主要行等及び地域銀行。
 (資料)全国銀行協会、金融庁

II. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(5/7)

ガバナンス改革による企業価値の向上

- 企業が、経営環境の変化に対応しつつ、株主のみならず、顧客・従業員・取引先・地域社会をはじめとする様々なステークホルダーと適切に協働しながら、中長期的に企業価値を向上させることが重要
- 継続的な企業価値向上のため、コーポレートガバナンス・コード及びスチュワードシップ・コードを策定。両コードは、我が国の企業行動に変化をもたらしつつある
 - ✓ 上場企業において独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮減に向けた動きが進展
 - ✓ 「物言わぬ株主」と見られてきた国内投資家にも変化の兆し
- ガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させることが重要
- 年金等の資産保有者から運用を受託する運用機関のガバナンスや利益相反管理の強化、資産保有者による運用機関へのスチュワードシップ活動強化に向けた働きかけ等について必要な取組みを促進

市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの強化

(会計監査の質の向上)

- 監査法人が高品質な会計監査を提供し、企業や株主から適切に評価されることで、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立する必要

(その他の取組み)

- その他市場の公正性・透明性の確保に向けて、以下の取組みを実施
 - 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
 - IPO及びエクイティ・ファイナンスの適切性の確保
 - 開示及び会計基準の質の向上
 - 市場のインフラ・システムの頑健性の確保

II. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(6/7)

3. IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

FinTechへの対応

- 金融サービスのイノベーションを通じて、国民にとってより良いサービスの提供が図られることが重要であり、利用者保護や不正の防止、システムの安定性等の観点から必要な対応を図りつつ、FinTechの動きを、利用者利便や生産性の向上、コスト削減など、我が国金融・経済の発展につなげていくことが求められる
- 金融機関は、既存の組織・人材・システム等の見直しも含め、変革に向けた果敢な意思決定を遅滞なく行う必要
- こうした観点から、以下のような取組みを推進
 - ✓ 銀行等による金融関連IT企業等への出資の容易化や、仮想通貨に関する対応等の法整備を実施
 - ✓ 「FinTechサポートデスク」を設置し、FinTech企業等の相談に一元的に対応
 - ✓ 我が国でFinTech企業が成長していく環境を整備するため、有識者会議を設置

サイバーセキュリティの強化

- リスクベース・アプローチに基づく対策を行う良好事例が認められる一方、経営陣の関与が受動的で態勢整備が遅れている金融機関も少なからず存在
- サイバー攻撃への対応能力向上に向け、業界横断的な演習等を通じて、金融業界全体のレベルを底上げしていく必要

アルゴリズム取引等への対応

- アルゴリズムを用いた高速な取引の影響力の増大が市場に及ぼす影響について、金融審議会で議論
- 欧米における規制等の動向も踏まえながら我が国における対応について検討

II. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(7/7)

4. 国際的な課題への対応

国際的な金融規制改革への対応

- 世界金融危機以降の金融規制改革は、金融システムの強靭性を高める一方で、過度な規制には金融機関の規制回避行動等を通じた歪みの惹起や、成長資金の供給への悪影響等の懸念が存在。以下の点を国際的に意見発信
 - ✓ 金融規制改革が経済の持続的な成長と金融システムの安定性の両立を実現できるものとなっているか
 - ✓ 全体として最適な規制体系となっているか
 - ✓ 金融システムの脅威にフォワードルッキングに取り組んでいるか
 - 同様の考え方は国際的にも広まりつつあり、監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB)等において、規制の複合的効果の検証作業が始まっている
- 我が国金融システムの課題と国際的な課題に関して、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者が一体的なチームを編成し、課題ごとの考え方を整理した上で戦略的な対応を図るアプローチを推進

国際的なネットワーク・金融協力の強化

- 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、以下のような当局間の国際的な連携強化を推進
 - ✓ 多国間の監督協力ネットワークの拠点として我が国の国際的なプレゼンスを高めるため、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 常設事務局の東京への設置が決定
 - ✓ より広範な当局間との連携を強化するため、「アジア金融連携センター (AFPAC)」を「グローバル金融連携センター (GLOPAC)」に改組

Ⅲ. 金融庁の改革

金融庁のガバナンス

- 内外の環境変化に行政対応が遅れることのないよう、外部からの意見や批判が常に入る「開かれた体制」を構築
 - ✓ 外部の意見等が中立的な第三者を通じて金融庁に伝わるための「金融行政モニター」制度の構築
 - ✓ 各種有識者会議の立ち上げ
- 職員一人ひとりが「国益への貢献」を追及し、組織として高い成果を出していくよう、職員の意識改革の取り組みを実施
 - ✓ 組織の問題点を明確化するため、組織活性化アンケート調査を実施
 - ✓ 管理職等について360度評価・研修を実施
 - ✓ テレワークやフレックスタイム等ワークライフバランスを実現するための環境を整備

金融行政のあり方

- 新しい検査・監督のあり方に関する以下のような方向性について、内外の関係者に対して問題提起
 - ✓ 形式から実質へ
規制の形式的な遵守(ミニマム・スタンダード)のチェックから、実質的に良質な金融サービスの提供(ベスト・プラクティス)を重視
 - ✓ 過去から将来へ
過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性等を重視
 - ✓ 部分から全体へ
特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応が出来ているかを重視
- 平成28事務年度には、上記を踏まえた新しい検査・監督の基本的な考え方について、有識者会議を開催し、外部の有識者を交え議論、整理の上、とりまとめる予定

平成28事務年度 金融行政方針

主なポイント



平成28年10月

金融庁

I . 金融行政運営の基本方針

- 金融庁は、昨年より、金融行政が何を指し、いかなる方針で行政を行っていくかについて「**金融行政方針**」として明確化し公表。その進捗や実績を年次で評価し、「**金融レポート**」として公表(本年9月)
 - ➡ 本事務年度の「金融行政方針」に反映(PDCAの実施)
- 金融庁は、①**金融システムの安定/金融仲介機能の発揮**、②**利用者保護/利用者利便**、③**市場の公正性・透明性/活力を確保**することにより、**企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生**の増大を目指す
- 金融を取り巻く環境が急激に変化する中、上記を実現するためには、以下の変革が必要
 - (1) **金融当局・金融行政運営の変革**
 - (2) **国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換**
 - (3) **「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換**

Ⅱ. 金融当局・金融行政運営の変革

(1) 検査・監督のあり方の見直し

問題意識

- 従来の**厳格な個別資産査定**や**法令遵守確認**を中心とする検査・監督手法を機械的に継続すると、**副作用**を生むおそれ
- 金融を巡る環境の変化への対応として、**金融機関自身による主体的で多様な創意工夫**を促すためには、それに応じた**新しい検査・監督の手法**を工夫する必要

新しい検査・監督の基本的な考え方

- **形式から実質へ**
規制の形式的な遵守(ミニマム・スタンダード)のチェックより、**実質的に良質な金融サービスの提供(ベスト・プラクティス)**を重視
- **過去から将来へ**
過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けた**ビジネスモデルの持続可能性**等を重視
- **部分から全体へ**
特定の個別問題への対応に集中するより、**真に重要な問題への対応**ができているかを重視

➡ 新しい検査・監督の基本的な考え方や手法等について、有識者会議を開催し、議論・整理の上、とりまとめる

Ⅱ. 金融当局・金融行政運営の変革

(2) 良質な金融商品・サービスの提供に向けての競争実現（市場メカニズムの発揮）

- 金融機関が**顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競う環境**の整備
（具体的取組み）

- ✓ 金融商品・サービスに係る各種手数料等の開示を促進
- ✓ 金融機関による顧客本位の取組みの自主的な開示を促進
- ✓ 当局が検査・監督等で得た知見を積極的に公表、問題提起
- ✓ 優良金融機関の表彰制度を創設

➡ **「見える化」によって、金融機関の取組みが顧客から正当に評価されるメカニズムを実現**

(3) 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）

（具体的取組み）

- **外部の意見**が行政に的確に反映される意思決定
- **行政の考え方を公表**すること等による関係者（金融機関・企業・家計等）との対話
- **「真の国益を絶えず追求する」組織**とするための改革
 - ✓ 職員の評価基準の変更（「国益」のためにチャレンジし改革する職員を評価）
 - ✓ 職員の専門性向上（専門分野毎に世界の最先端に遅れない人材を育成）
 - ✓ 職場環境の改革（斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスを実現）

等

Ⅲ. 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

(1) 家計における長期・積立・分散投資の促進

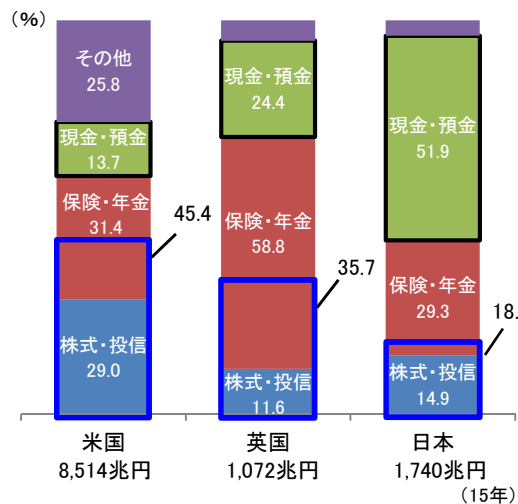
(課題)

- 金融資産の過半が現預金/資産運用のリターンが低い
- 投資のリテラシー・成功体験が不足

(具体的施策)

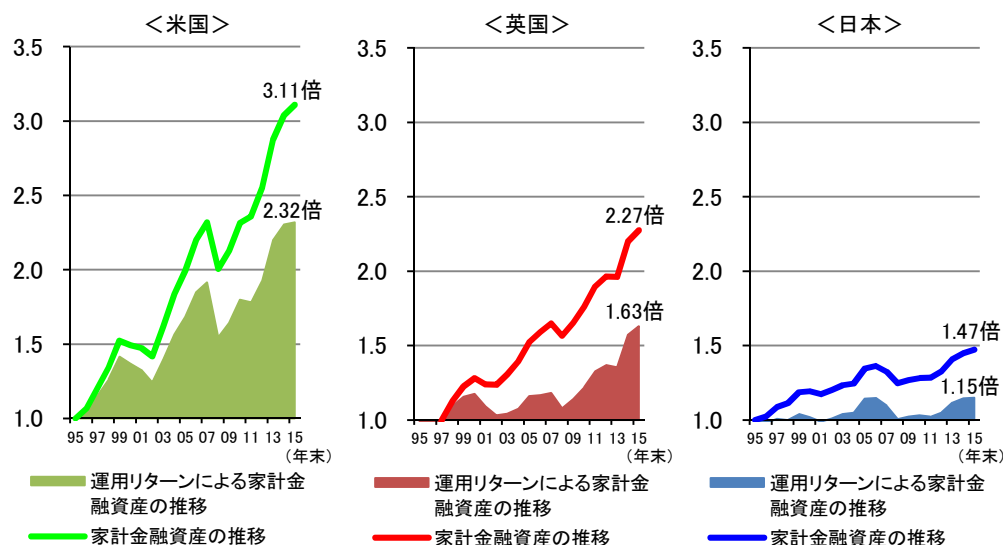
- 少額からの長期・積立・分散投資促進のためのNISAの改善・普及
- 投資初心者を中心に対象とした実践的な投資教育
- 投資信託等の商品の比較・選択に資する情報について、顧客が判り易いような形での提供を検討

各国の家計金融資産構成比



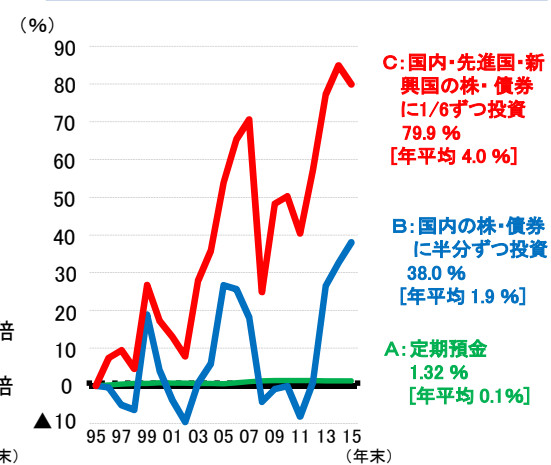
□の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合
(資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

各国の家計金融資産の推移



(注)1995年=1 (英国のみ1997年=1)とする
(資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。 — 258 —

長期・積立・分散投資の効果



(資料) Bloombergより、金融庁作成。

Ⅲ. 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

(2) 金融機関等による顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティ)の確立と定着

(課題)

- 手数料稼ぎを目的とした顧客不在の金融商品販売
- 商品・サービスの手数料水準やリスクの所在が顧客に分かりにくい

(具体的施策)

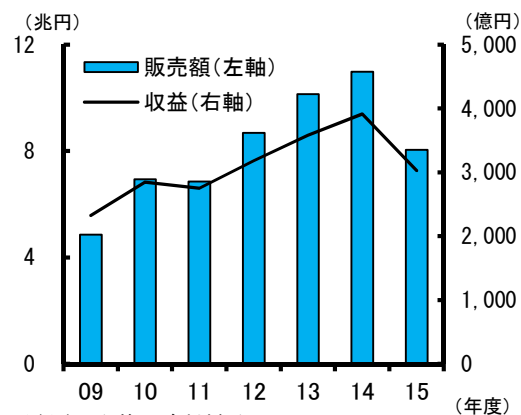
- 顧客本位の業務運営を行うべきとの原則(フィデューシャリー・デューティ)の確立・定着
- 手数料の開示の促進/商品のリスクの所在等の説明(資料)の改善
- 金融機関による顧客本位の取組みの自主的な開示の促進

規模の大きい投資信託の日米比較(純資産額上位5銘柄)

	規模(純資産)の平均 (兆円)	販売手数料	信託報酬 (年率)	収益率 (年率)
		平均		過去10年平均
日本	1.1	3.20%	1.53%	▲0.11%
米国	22.6	0.59%	0.28%	5.20%

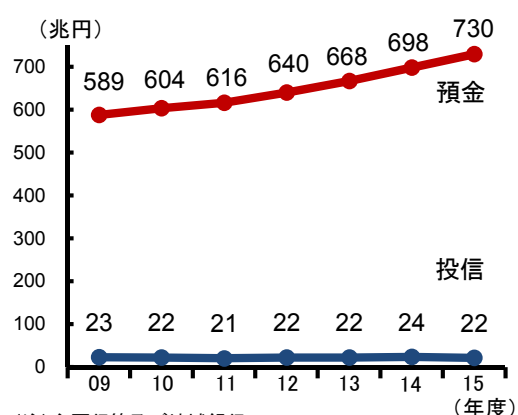
(資料)QUICK(日本)、運用会社公表資料(米国)より、金融庁作成。

銀行の投資信託販売額・収益の推移



(注)主要行等及び地域銀行
(資料)金融庁

投資信託銀行窓販と預金の残高比較



(注)主要行等及び地域銀行
(資料)全国銀行協会、金融庁

Ⅲ. 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

(3) 機関投資家による投資先企業との建設的な対話の促進とそれを通じた企業価値の向上

(課題)

- 運用の高度化
- 個別企業の価値を評価した長期視点の投資、投資先企業との建設的な対話が不十分

(具体的施策)

- 機関投資家(資産保有者・運用機関)が最終受益者の利益を第一に考え、企業と建設的な対話を行うことを促進するため、**スチュワードシップ・コードを改訂**
- 運用機関における顧客本位の活動を確保するため、系列親会社等との関係から生じ得る**利益相反の管理やガバナンスを強化**
- 最終受益者の利益を確保するため、**資産保有者(年金基金等)による運用機関への働きかけ・チェックを強化**

(4) 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等を通じた**機動的な市場監視**

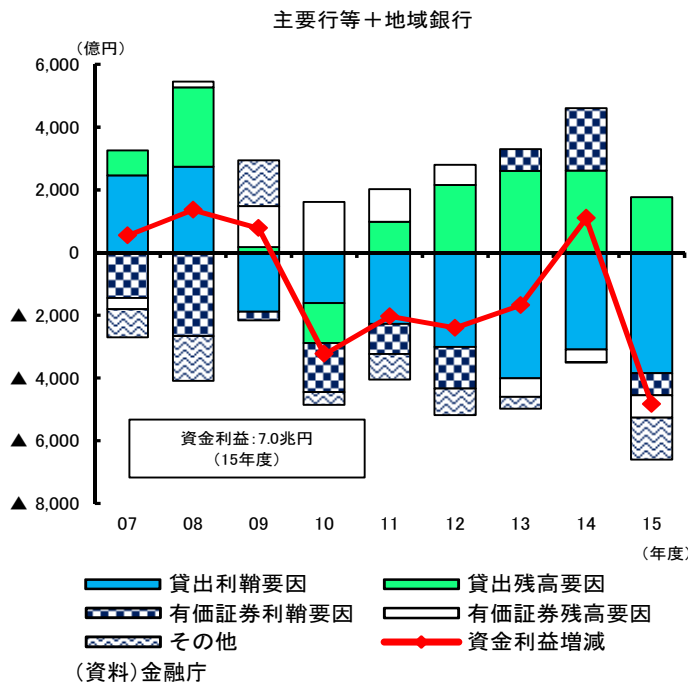
(5) 会計監査、開示及び会計基準の質の向上

- 質の高い会計監査の提供を促すため、**監査法人のガバナンス・コードの策定等**
- 開示の公正性・透明性の向上のため、企業が公表前の内部情報を第三者に提供する場合に、他の投資家にも同時に情報提供するルール(**フェア・ディスクロージャー・ルール**)の導入に向けて検討

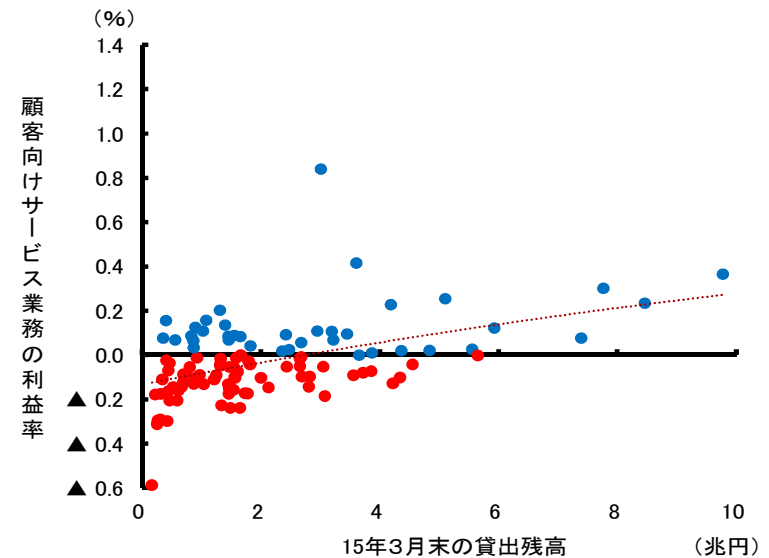
IV. 「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

- 世界的な長短金利の低下や、テクノロジーの進化など、**金融業を取り巻く環境は大きく変化**
- 横並びで単純な量的拡大競争に集中するような銀行のビジネスモデルは限界に近づいている。金融機関は、**現在のビジネスモデルが環境変化の下で持続可能か**検証が必要
- 金融機関が**顧客本位の良質な金融サービスを提供し**、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、**結果として、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保**するという好循環（「共通価値の創造」）を目指すことが望まれる

金利低下により、利鞘縮小を貸出増でカバーできない状態



生産年齢人口減少等により、2025年には、6割を超える地域銀行において、顧客向けサービス業務(貸出・手数料ビジネス)の利益率がマイナスになる可能性



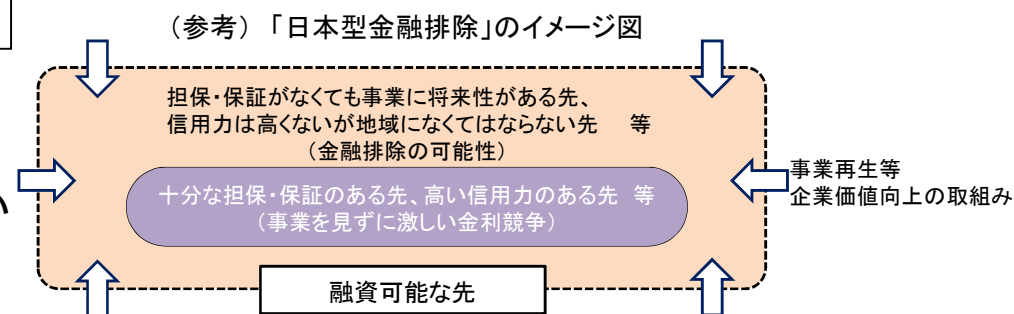
IV. 「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

(1) 金融仲介機能発揮に向けた取組みの実態把握

➤ 融資に関し、**金融機関と顧客の認識に相違**が存在

- 銀行：融資可能な貸出先が少なく、銀行間の金利競争が激しい
- 顧客：銀行は担保・保証が無いと貸してくれない

➤ 十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないため、**企業価値の向上等が実現できていない状況（「日本型金融排除」）が生じていないか、実態把握**



(2) 金融機関との深度ある対話

➤ 金融機関の取組みの実態把握、「金融仲介機能のベンチマーク」^(注)等の**客観的な指標**を活用し、ガバナンス、業績目標・評価、融資審査態勢等を含め、**金融仲介の質の向上に向けて、経営陣と深度ある対話**を実施

(注) 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標(55項目)を本年9月に公表
例：経営改善が見られた取引先数、金融機関が関与した創業件数、事業の評価に基づく融資先数 等

(3) 開示の促進等を通じた良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現

- **自行の取組みを顧客に積極的に開示**するよう促し、また、**金融機関の優れた取組みを当局が公表・表彰**
- これらを通じ、**良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を促す**

IV. 「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

(4) 金融システムの健全性維持

- **世界的に各種資産価格が上昇**する中、国内外の経済や市場に混乱が生じた際にも、我が国の金融システムが健全性を保ち、金融仲介機能を発揮できるよう、**様々なストレスシナリオとその影響を分析し、健全性確保に向けた対話**を金融機関と実施

(グローバルに活動する金融機関)

- ✓ 経済・市場環境の変化に対応した、**より機動的な海外与信の管理**や、**より安定的な外貨調達**の実現に向けての対話を行う

(国内で活動する金融機関)

- ✓ 国内金利の低下に対応し、**長期債への投資や不動産向け与信**を増加させる動き等が見られる中、これらを含む各種のリスクテイクが、**経済・市場環境が変化した際に金融機関の健全性に与える影響等について検証し**、対話を行う
- ✓ **ビジネスモデルの持続可能性に大きな課題**が認められる金融機関に対しては、**課題解決に向けた対応**を促す

V. IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

(1) FinTechへの対応

- FinTech(金融・IT融合)の動きが、**金融の姿を今後大きく変えていく**ことが見込まれる
- 金融サービスの**イノベーション**を通じて、国民にとってより良いサービスの提供が図られるよう、必要となる**制度面の対応**について機動的に検討するとともに、**決済インフラの高度化、新たな金融技術の活用**を推進
- 既存の金融機関は、組織・人材・システム等の見直しも含め、**変革に向けた果敢な意思決定を遅滞なく行う必要**があり、**我が国金融機関のタイムリーな対応**を促進
- **FinTechベンチャーの登場・成長が進んでいく環境の形成**に向けた取組みを継続

(2) サイバーセキュリティの強化

- サイバー攻撃は**金融システム全体に対する最大の脅威**の一つ
- 金融分野のサイバーセキュリティの底上げを図るため、初の**金融業界横断的な演習**を実施

(3) アルゴリズム取引等への対応

- アルゴリズムを用いた高速な取引について、**欧米における規制等の動向も踏まえ、対応を検討**

VI. 国際的な課題への対応

(1) 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言

- 世界金融危機後の規制改革について、金融庁は経済の持続的成長と金融システムの安定の両立の必要性等に関して問題提起を行ってきた。今後、残された改革項目が、こうした考え方を踏まえて最終化されるよう努めるとともに、規制の複合的な影響のモニタリングを推進
- 世界的な長短金利の低下やテクノロジーの進化の下で、金融機関が適切なビジネスモデルを構築し、経済の持続的成長に貢献することが国内外で共通する課題。金融庁は、こうした課題に対応した金融規制・監督のあり方について、国内の検討も踏まえつつ、国際的に意見発信

(2) IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

- 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 常設事務局開設 (来年4月) と東京本会合開催、その後の円滑な運営に資する支援等を実施

(3) 国際的なネットワーク・協力の強化

- 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、「グローバル金融連携センター (GLOPAC)」における新興国の金融当局職員の受入れを含めた取組みにより、当局間のネットワーク・協力を強化

金融研究センター研究官・特別研究員一覧

(平成 29 年 6 月末現在)

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト(リエゾン)	氏名(任期)	所 属
研究官 (常勤)	市場リスク計測手法についての考察	磯部 昌吾	—
	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策 向上に向けた諸問題の調査・研究	花田 隆仁	—
特別研究員 (委嘱)	日本及び各国におけるクロスボーダーの金融 サービス利用者保護案件に関する現状調査と 今後の課題への提言等	北見 良嗣	帝京大学 法学部法律学科 教授
		首藤 優	帝京大学 法学部法律学科 講師
	地域金融機関による地方創生のあり方に関する 研究	真鍋 雅史	嘉悦大学 ビジネス創造学部 准教授
		平賀 一希	東海大学 政治経済学部経済学科 准教授

平成28事務年度に公表したディスカッションペーパー

公表日	ディスカッションペーパー タイトル
29年1月	地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか
29年1月	長崎県における地域銀行の経営統合効果について
29年6月	Trading and Ordering Patterns of Market Participants in High Frequency Trading Environment -Empirical Study in the Japanese Stock Market-

(注) 公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。



フィンテック・サミット(プログラム)

日時: 平成 28 年 9 月 21 日(水)
 場所: 東京丸の内 丸ビルホール
 主催: 金融庁、日本経済新聞社

時間	プログラム	登壇者(予定)
9:00 -9:05	開会挨拶	麻生太郎 副総理・財務大臣・金融担当大臣
9:05 -9:10	共催者挨拶	岡田直敏 日経新聞社社長
9:10 -9:50	アジアの金融と フィンテック	ソプネンデュ・モハンティ シンガポール MAS FTIG 長 ファリダ・ペランジナンジン インドネシア中央銀行 決 済システム制度課長 谷崎勝教 三井住友 FG 取締役 (モデレーター)田中正明 PwC インターナショナルシ ニアグローバルアドバイザー
9:50 -10:35	ブロックチェーン 時代の夜明け	松尾真一郎 MIT メディア・ラボ研究員 リカルド・コレイア R3 APAC Products and Lab 代表 ダイアナ・ビッグス Proof of Purpose CEO、UCL ブ ロックチェーン技術研究所産業連携統括部長 村林聡 MUFG 専務執行役員 (モデレーター)山岡浩巳日本銀行決済機構局局長
10:35 -16:00	(日経主催イベント、 ランチブレイク)	
16:00 -16:45	伝統的金融機関の 戦略	アンシュ・ジェイン 前ドイツ銀行共同CEO 佐藤康博 みずほFG CEO 岩下直行 日本銀行 FinTech センター長 (モデレーター)トム・ブライスワイト FT社
16:45 -17:30	公的セクターの 役割と今後の課題	ショール・デイビッド 英国国際通商省 ピエール・グラメーニャ ルクセンブルク財務大臣 (ビデオレター出演) 森下哲朗 上智大学法科大学院教授 松尾元信 金融庁総務企画局参事官 (モデレーター)翁百合 日本総合研究所副理事長
17:30 -17:40	閉会挨拶	森信親 金融庁長官

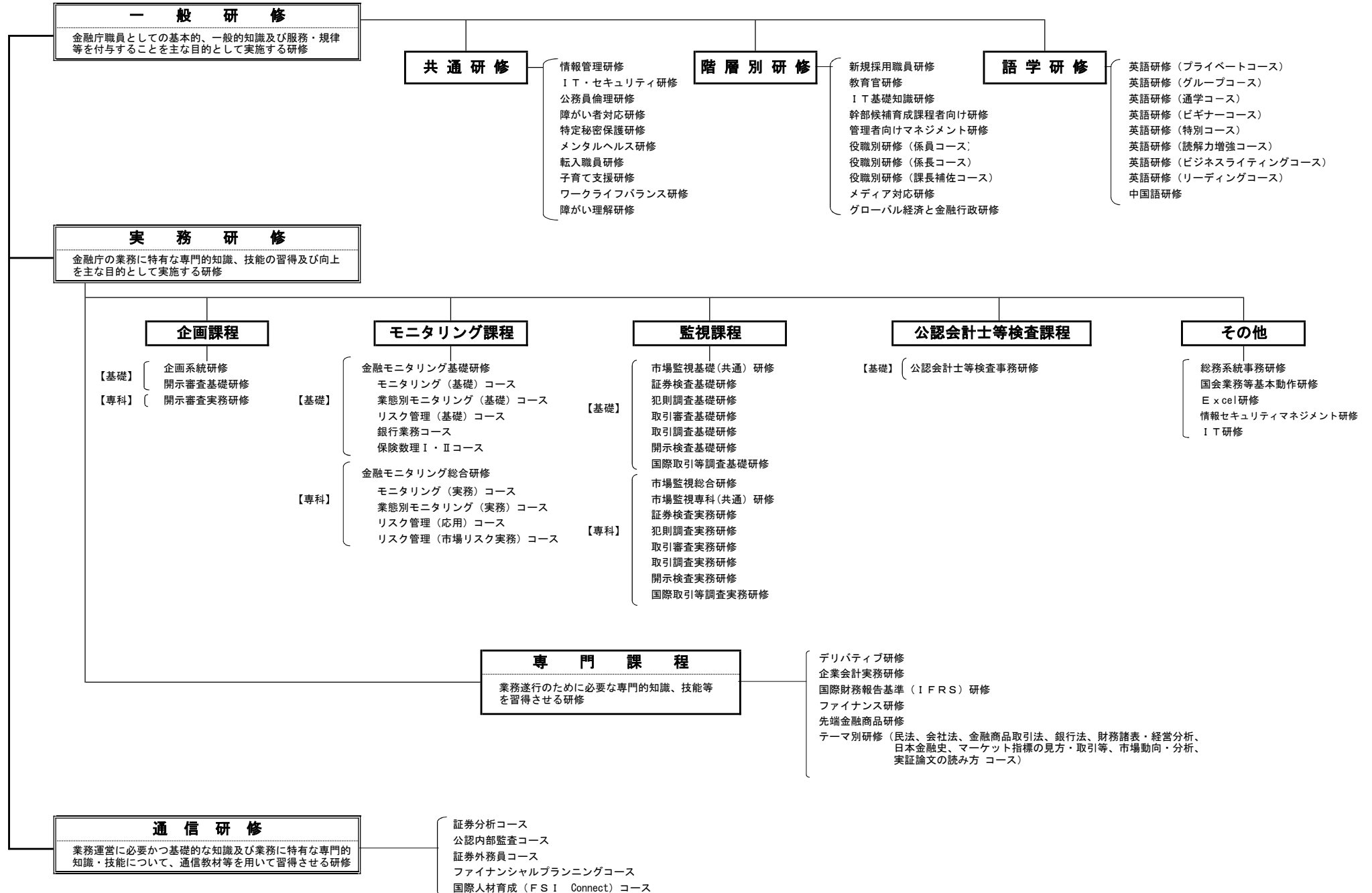
平成 28 事務年度 金曜ランチョン

開催日	講師	テーマ
平成 28 年 7 月 22 日	岩壺 健太郎 (神戸大学大学院経済学研究科 教授)	「FX 取引：気質効果とロスカット規制～口座別 FX 取引データを用いた分析～」
8 月 5 日	小出 哲也 (新日本監査法人 金融アドバイザー一部 シニアマネージャー)	「金融機関のサイバーセキュリティへの取り組みと現状」
8 月 26 日	岡田 克彦 (関西学院大学大学院経営戦略研究科 教授)	「AI とビッグデータによる資産運用の未来」
9 月 16 日	Mr. Bhartendu Kumar Das, Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	“Supervision of Banks, Japan and India”
	Ms. Undram Tod, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Study of the Japanese Regulatory Framework for Cooperative Financial Institutions and SME Finance”
9 月 23 日	Ms. Le Thi Bui Phuong, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Banking Supervision in Japan: Comparison and Application to Vietnam Situation”
	Ms. Rangsimma Torpithakchol, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Supervisory Framework, Thailand and Japan in Comparison”
9 月 28 日	Mr. Men Pheakdey, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Cambodia Banking Regulation and Supervision”
	Ms. Farah Vilela Espinoza, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Effective Resolution Regimes: a Comparative Analysis for Bank Restructuring and Resolution in Japan and Peru”
9 月 29 日	Ms. May Thoung Htike Oo, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Banking Supervision in Japan & Myanmar”
	Mr. Hassan Kolamooei, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“A Comparative Study of Islamic Banking in Iran and Conventional (Normal) Banking in Japan, Differences and Similarities”
10 月 14 日	神田 潤一 (金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 企画官)	「FinTech の活性化に向けた金融庁の取り組みと FinTech 界隈の人々」
10 月 17 日	Mr. Govinda Fin, Senior Japan Analyst, the Global Strategy function of the Multi Asset Investing team, Standard Life Investments	“An Introduction to Standard Life Investments and a Guide to the Multi-Asset Investment Team’s Approach to Navigating Investment Opportunities in Japan”
10 月 28 日	須賀 美奈子 (金融庁総務企画局総務課国際室 国際協力専門官)	「グローバル金融連携センター (GLOPAC) について」
11 月 11 日	矢野 翔平 (金融庁総務企画局マクロプレーデンス総括参事官室 課長補佐)	「ミャンマー資本市場の支援 -国際協力の現場から-」
11 月 18 日	増島 雅和 (森・濱田松本法律事務所 弁護士)	「ブロックチェーン技術の金融実務へのインパクトと第四次産業革命」
12 月 9 日	土屋 大洋 (慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授)	「サイバーセキュリティと国際政治」

開催日	講師	テーマ
平成 29 年 1 月 10 日	Mr. Rossano Orsini Junior, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Best Practices in the Japan Insurance Market - How can SUSEP implement them?”
	Mr. Marino Hernandez Reyes, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Enterprise Risk Management”
1 月 11 日	Mr. Akhirul Bastian Salim, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Enhanced Indonesian earthquake insurance with Japanese experience”
	Ms. Nilar Hlaing, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“The Comparison of Insurance Supervisory Practices between Myanmar and Japan through Learning Outcomes from GLOPAC Program”
1 月 12 日	Mr. Luong Hong Thanh, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Developing insurance supervisory authority capacity in Vietnam after joined GLOPAC training course”
	Ms. Widya Ningsih, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of supervisory framework between Japan-Indonesia”
1 月 27 日	Mr. Richard Gabbert (米国証券取引委員会 市場課デリバティブ政策 局上席弁護士)	「米国証券取引委員会 (SEC) の現状とトランプ政 権下での課題」
2 月 3 日	出口 治明 (ライフネット生命保険株式会社代表取締役 兼 CEO)	「わが国の将来展望と金融業界、生命保険業界の課 題」
2 月 7 日	松村 真宏 (大阪大学大学院経済学研究科准教授)	「仕掛学：問題解決のための行動デザイン」
2 月 17 日	清水 功哉 (日本経済新聞社編集委員)	「トランプ円安か、トランプ円高か」
3 月 10 日	蔵本 雄一 (Microsoft 社マイクロソフトテクノロジーセン ター セキュリティアーキテクト)	「サイバーセキュリティ対策 ～正しく怖がるため に～」
4 月 14 日	チャールズ D. レイク II 氏 (在日米国商工会議所 (ACCJ) 名誉会頭、アフ ラック日本における代表者・会長)	「トランプ政権の特質がもたらす課題とアフラック の CSV 経営」
4 月 28 日	神田 秀樹 (学習院大学法務研究科教授)	「研究者から見た金融規制」
5 月 10 日	Ms. Mariam Omari Mtunguja, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“GLOPAC Learning Experience”
	Mr. ELSayed Hussein AbuelMatte, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“A Visit to the Japanese Plant”
	Ms. Gorata Molojwane, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Lessons from Japan”
5 月 12 日	Ms. Phetsamai Inthiphanya, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Monitoring and inspection of Securities Company”
	Mr. Kep Samphy, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Japan’s Securities Market and New Trends of Development”

開催日	講師	テーマ
5月17日	Mr. Assylbek Davletov, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Securities Markets in Japan: Best Practices and Key Learnings”
	Mr. Susanta Kumar Das, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Key Lessons from the Japanese Capital market”
5月18日	Ms. Rangrong Wichitkraisorn, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Japan VS. Thailand Securities Business Supervisory Regimes”
	Mr. Nguyen Quang Long, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Vietnam Capital Market Opportunities and Challenges -Possible Future Changes from Japan Experience-”
5月29日	小森 卓郎 (金融庁 総務企画局参事官)	「G20 金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み案」の概要」
6月2日	丸山 崇 (産業医科大学医学部第1生理学教室 産業医)	「ストレスとの付き合い方 ～ストレスとは何か～」
6月9日	翁 百合 (日本総合研究所副理事長)	「Fintech とこれからの金融監督－ブロックチェーンの発展可能性も踏まえて－」

(注) 公表可能なもののみ本表に掲載している。



平成28事務年度（平成28年7月～29年6月）研修実施状況

(H29. 6. 30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月
共通研修	情報管理研修	・行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・1月
	IT・セキュリティ研修	・職員のITリテラシーの向上	7月・8月・10月・1月
	公務員倫理研修	・公務員倫理の涵養等	7月・8月・10月・1月
	障がい者対応研修	・金融庁職員に求められる合理的配慮の理解を深める	7月・8月・10月・1月
	特定秘密保護研修	・特定秘密の保護に関する理解を深める	7月・8月・10月・1月
	メンタルヘルス研修	・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・1月
	転入職員研修	・金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与	7月・8月・10月・1月
	子育て支援研修	・仕事と育児の両立をイメージし、ワークライフバランスの充実を図る	8月・11月
	ワークライフバランス研修	・女性活躍、ワークライフバランス推進の必要性の理解を図る	3月
	障がい理解研修	・窓口等における障がい者に対する合理的配慮の提供等について理解を図る	3月
	教養講話	・組織の活性化、より良い組織風土の実現を図る	9月・10月・1月・3月
一般研修	新規採用職員研修（総合職）	・金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	4月
	新規採用職員研修（一般職）		4月～5月
	教育官研修	・新規採用職員研修（一般職）において研修生の教育訓練及び生活指導に当たる教育官の養成	2月
階層別研修	役職別研修		
	中堅係員コース	・係長相当職に就くに当たっての基本的業務遂行能力（コミュニケーション能力など）の養成	5月～6月
	係長コース	・係長相当職に必要な課題対応力の習得及び基礎的マネジメント能力の養成	9月・10月
	課長補佐コース	・課長補佐相当職に必要な対外的な折衝能力の養成及びマネジメント能力の強化	9月
	IT基礎知識研修	・ITに関する基礎的知識の付与	9月・10月
	幹部候補育成課程者向け研修	・管理職員に求められる能力の育成及び所管行政に係る専門性の向上	12月
	メディア対応研修	・危機管理対応能力等の更なる向上	9月
	グローバル経済と金融行政研修	・世界経済の全体像を理解した上で、金融行政がどのように関係しているかを理解する	12月
	個室幹部向けトップセミナー	・各局総務課長クラス以上の幹部職員に組織のトップマネジメント層として特に認識して頂きたい事項について、セミナーを実施する	11月
チームビルディング研修	・若手職員のチームワークの強化、コミュニケーション能力の向上を通じた、組織の活性化、より良い組織風土の実現	6月	

平成28事務年度（平成28年7月～29年6月）研修実施状況

(H29. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月		
一般研修	語学研修 英 語	通学コース	・英語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)	
		グループコース			
		プライベートコース			
		特別コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な英語力の維持・向上	9月期（3か月間）	
		ビジネスライティングコース	・英語によるビジネスライティングスキルの向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)	
		読解力増強コース	・特に英文を要約するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)	
		リーディングコース	・特に金融分野に関する英文を理解するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)	
		ビギナーコース	・英語に関する日常的な学習方法を習得、語学力の向上	1月～3月末	
	中国語	庁内コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な中国語力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)	
実務研修	企画課程	企画部門全体研修	・企画部門担当者として必要な基礎的知識の付与	8月	
		開示審査基礎研修	・企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	8月	
		開示審査実務研修	・企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	10月	
	モニタリング課程	金融モニタリング基礎研修	モニタリング（基礎）コース	・金融検査業務に初めて従事する新任の検査官に対して、金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
			リスク管理（基礎）コース	・金融機関等のリスク管理に関する基礎的な知識の付与	7月
			業態別モニタリング（基礎）コース【銀行】	・預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	8月
			業態別モニタリング（基礎）コース【保険】	・保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	8月
			業態別モニタリング（基礎）コース【証券】	・証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
			保険数理Ⅰ・Ⅱコース	・保険数理に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～11月
			銀行業務コース	・銀行で実際に行われている業務について、銀行の内情や銀行における実例等を踏まえた基礎的な知識の付与	3月
		金融モニタリング総合研修	モニタリング（実務）コース	・金融検査に関する専門的知識・スキルの付与並びに金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要な知識・スキルの付与	10月
			リスク管理（応用）コース	・金融機関等のリスク管理に関する専門的な知識の付与	2月
			リスク管理（市場リスク実務）コース	・市場リスク管理業務において、市場リスク検証能力向上に資する知識の付与	10月
			業態別モニタリング（実務）コース【銀行】	・預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	10月
			業態別モニタリング（実務）コース【保険】	・保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	10月
			業態別モニタリング（実務）コース【証券】	・証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	10月
			業態別モニタリング（実務）コース【金融会社】	・金融会社の監督に関する専門的知識の付与	11月

平成28事務年度（平成28年7月～29年6月）研修実施状況

(H29. 6. 30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月	
実務研修	監視課程	市場監視基礎（共通）研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	7月
		証券検査基礎研修	・証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		犯則調査基礎研修	・犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引審査基礎研修	・取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引調査基礎研修	・取引調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		開示検査基礎研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		国際取引等調査基礎研修	・国際取引等調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	8月
		市場監視総合研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な一般的知識の付与	1月
		市場監視専科（共通）研修	・市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識の付与	7月
		証券モニタリング実務研修	・証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月
		犯則調査実務研修	・犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
		取引審査実務研修	・取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	1月
	監視課程	取引調査実務研修	・取引調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
		開示検査実務研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・12月
		国際取引等調査実務研修	・国際取引等調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	1月
	公認会計士等 検査課程	公認会計士等検査事務研修	・公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月
	その他	総務系統事務研修	・総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	7月
		国会業務等基本動作研修	・想定問答作成及び幹部説明ペーパー作成等に関する知識の付与及び、国会業務に関する基本的及び実践的な知識の付与	8月
		Excel研修	・エクセル操作に関する知識・技術等の付与	6月
		情報セキュリティマネジメント研修	・情報セキュリティマネジメント試験合格相当の知識の付与	1月～3月
IT研修		・金融庁職員全体のIT知識のボトムアップのため	1月	
メンター研修		・メンターとなる職員に対し、メンターとしての必要な知識やスキル等を付与することを目的	5月	

平成28事務年度（平成28年7月～29年6月）研修実施状況

(H29. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月	
実務研修	専門課程	デリバティブ研修	・デリバティブに関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～11月・12月～3月
		企業会計実務研修	・会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与	2月
		国際財務報告基準(IFRS)研修	・国際財務報告基準(IFRS)に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月
		ファイナンス研修	・ファイナンスに関する基礎及び専門的な知識の付与	8月・9月～12月・2月～3月
		先端金融商品研修	・先端金融商品に関する基礎及び専門的な知識の付与	10月～12月
	テーマ別研修			
		民法コース	・各テーマに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	3月
		会社法コース		9月～10月
		金融商品取引法コース		11月～12月
		日本金融史コース		3月
		マーケット指標の見方・取引等コース		10月～11月
		市場動向・分析コース		11月～12月
		実証論文の読み方コース		1月～2月
	財務諸表・経営分析研修	・財務諸表・経営分析に関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	5月～6月	
通信研修	通信・eラーニング	証券分析コース	・証券アナリスト(1次レベル)相当の知識の付与	9月～3月
		公認内部監査コース	・公認内部監査人相当の知識の付与	9月～3月
		証券外務員コース(1種・2種)	・証券外務員(1種・2種)相当の知識の付与	9月～3月
		ファイナンシャルプランニングコース(1級・2級)	・ファイナンシャルプランナー(1級・2級)相当の知識の付与	9月～3月
	eラーニング	国際人材育成(F S I Connect)	・国際事案に係る業務に対応できる知識の付与	8月～3月

平成28事務年度（平成28年7月～29年6月）金融モニタリングに係る追加研修等実施状況

(H29.6.30現在)

研 修 等	目 的	実 施 月
ア. 事業性評価研修	・事業性評価のモニタリングに必要な知識の習得及び能力の向上	10月～11月
ア. 金融仲介機能研修	・金融仲介機能のモニタリングに必要な知識の習得及び能力の向上	11月～1月
イ. モニタリング事例説明会等	・モニタリング事例及びモニタリング手法等の共有	1月
ウ. 金融行政方針等の説明会等	・財務（支）局等職員に対する金融行政方針等の一層の浸透	11月
エ. 管理職等マネジメント能力向上に向けたワークショップ（検査局）	・マネジメント能力の一層の向上	11月～12月
オ. モニタリング担当補佐以上向け通信研修	・モニタリングに必要な基礎能力の向上	8月～3月

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】

1. NISA 口座をお持ちの方へ：ご利用の金融機関にマイナンバーの告知をお願いします
2. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂
3. 講演等
4. 金融事業者の原則～「顧客本位の業務運営に関する原則」
5. 貯蓄から資産形成へ～NISA、積立NISA等について
6. 検査監督の見直し～「金融モニタリング有識者会議」
7. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
8. 国会提出法案が成立しました
9. 悪質な投資・預金の勧誘等にご注意ください！
10. FinTech サポートデスクの設置
11. 日本における初の金融関係国際機関～IFIAR 事務局開設
12. 『仮想通貨』に関する新しい制度
13. 「金融仲介機能のベンチマーク」について

(注) 平成 29 年 6 月 30 日時点

資料 2-7-2

平成28事務年度政府広報実績 (H28. 7. 1～H29. 6. 30)

	媒体 (広報実施時期)		テーマ
テレビ	定時番組	霞が関からお知らせします 2016～振り込み詐欺救済法 (BS日テレ 20:54～21:00 9月10日放送)	振り込み詐欺救済法に基づく返金手続
ラジオ	政府広報ラジオ番組	「秋元才加のWeekly Japan!!」	日本初! 金融関係の国際機関IFIAI (イフィアール) がやってきた! ※4/22・23放送
新聞	突き出し	全国70紙 (中央5紙、ブロック3紙、地方62紙、平成28年8月29日～9月4日)	自然災害債務整理ガイドライン
新聞	突き出し	全国70紙 (中央5紙、ブロック3紙、地方62紙、平成29年2月20日～2月25日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
新聞	突き出し	日経新聞 (平成29年2月19日)	経営者保証に関するガイドラインの利用促進
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』 vol. 51 (H28. 9発行)	振り込み詐欺救済法に基づく返金手続
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』 vol. 53 (H29. 1発行)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
インターネット	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル (平成28年6月27日から7月3日)	プリペイドカードを悪用した架空請求等詐欺に注意
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (平成28年8月1日から7日)	自然災害債務整理ガイドライン
	インターネットテキスト広告	Yahoo! Japan (平成28年12月26日から平成29年1月1日)	ジュニアNISA制度創設のお知らせ
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (平成29年4月24日から4月30日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	政府インターネットテレビ	自然災害の影響で住宅ローンなどの返済にお困りの被災者の方へ 「債務整理に関するガイドライン」のご利用 (平成28年7月22日掲載)	自然災害債務整理ガイドライン
モバイル	モバイル携帯端末	政府広報アプリ (平成28年12月16日配信開始)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
その他	政府広報オンラインお役立ち情報	平成22年7月から掲載 (平成25年5月24日更新)	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか? 借入れのルール
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成23年7月から掲載 (平成25年8月13日更新)	金融トラブル、費用をかせずに早期解決! 金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成23年8月から掲載 (平成29年3月14日更新)	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成25年6月から掲載 (平成28年1月12日更新)	新しい投資優遇制度「NISA(ニーサ)」がスタート! 将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成25年9月から掲載 (平成29年3月22日更新)	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする? 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー(知識・判断力)」
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ、ご存じですか? 「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成27年10月から掲載 (平成28年3月2日更新)	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成28年7月から掲載	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ、ご利用ください。「自然災害債務整理ガイドライン」
	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	平成29年5月から掲載	仮想通貨交換業に関する法制度の施行

意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

平成28事務年度(平成28年7月～平成29年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
29.6.30	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正(案)の公表について	29.7.31
29.6.23	「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示等の一部改正(案)」等の公表について	29.7.24
29.6.23	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	29.7.24
29.6.8	「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準(平成8年大蔵省告示第48号)の一部を改正する件(案)」の公表について	29.7.8
29.6.6	「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等(案)」の公表について	29.6.12
29.6.2	「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項の規定に基づき金融庁長官が指定する規則を定める件(案)」の公表について	29.7.1
29.5.17	「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表について	29.6.16
29.5.16	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	29.6.15
29.5.12	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	29.6.12
29.4.25	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	29.5.25
29.3.28	「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版ステュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(案)の公表について	29.4.27
29.3.2	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)の公表について	29.3.31
29.2.17	「主要行等向けの総合的な監督指針」等(案)の公表について	29.3.21
29.2.6	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	29.3.7
29.1.27	「信用金庫法施行令等の一部を改正する政令(案)」の公表について	29.2.25
29.1.25	「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成8年大蔵省告示第50号)等の一部を改正する件(案)」の公表について	29.2.24

公表日	案件名	締切日
29.1.19	顧客本位の業務運営に関する原則(案)の公表について	29.2.20
29.1.10	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	29.2.8
29.1.4	「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則(案)」の公表について	29.2.2
28.12.28	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」の公表について	29.1.27
28.12.28	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案の公表について	29.1.27
28.12.28	「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	29.1.27
28.12.21	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	29.1.19
28.12.15	「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)の公表について	29.1.31
28.11.8	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	28.12.8
28.11.7	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	28.12.6
28.11.1	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	28.12.1
28.10.13	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)の公表について	28.11.11
28.8.12	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件(案)」の公表について	28.8.18
28.8.1	「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正(案)」の公表について	28.8.5
28.7.19	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.8.17
28.7.7	「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	28.8.5

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長	
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長	
米山 高生	東京経済大学経営学部教授	
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)	

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyouseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

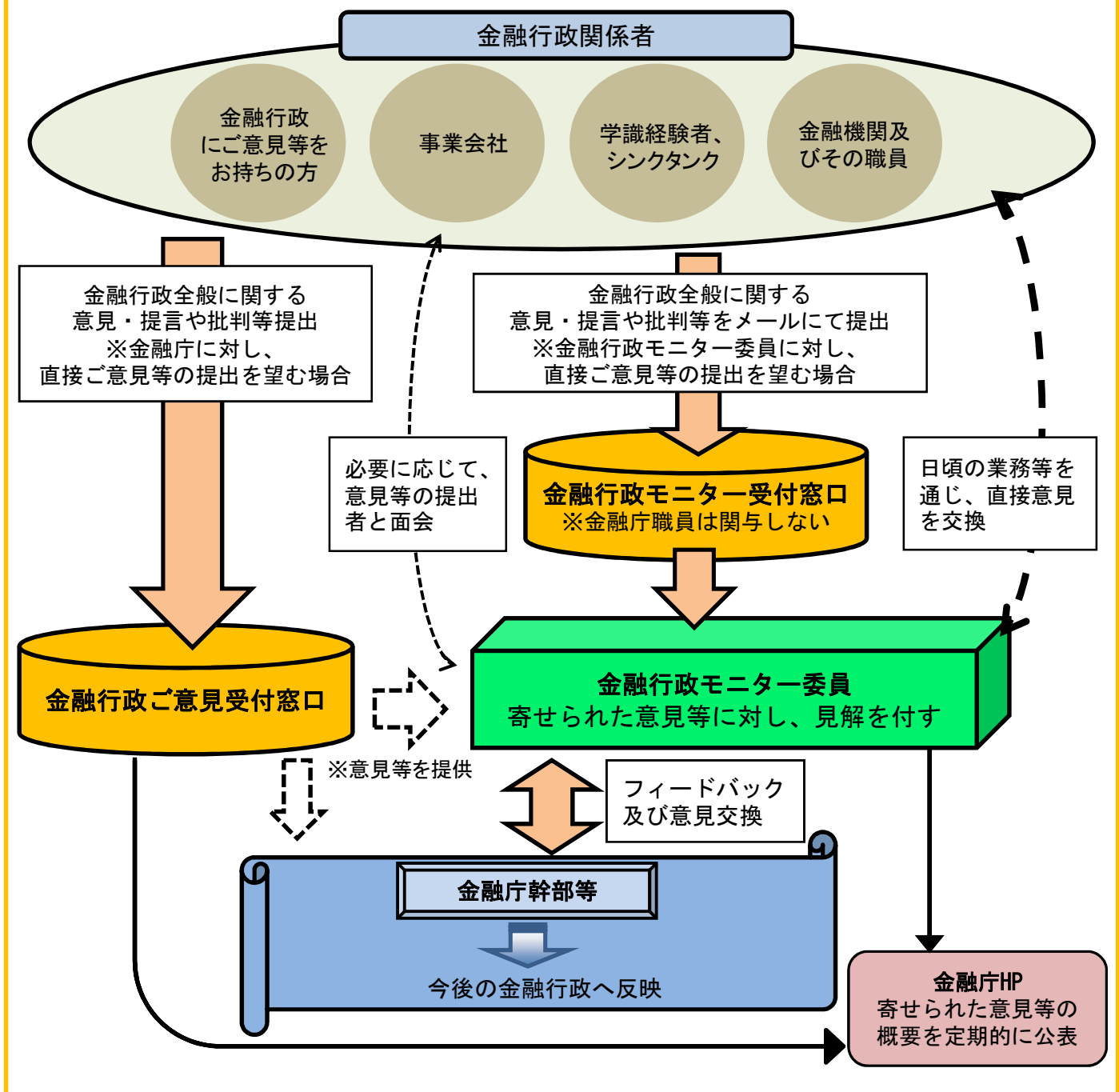
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル) (IP電話は、03-3501-2100)
Fax 03-3506-6699



平成 28 年 10 月 26 日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところでした。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年 1 月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成 28 年 3 月から 5 月までの 3 か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口へ寄せられた意見等は、平成 28 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの間に 205 件となっています。

2. 金融行政モニター受付窓口へ寄せられたご意見等について

○ 平成 28 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

9 件

【主なご意見等】

(別紙) をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ

総務企画局政策課調整係

- ・ 金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

(別紙)【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p>(1) 外国銀行支店の決算時期</p> <p>銀行法上、銀行の事業年度は、銀行法 17 条により、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になる。しかし、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、その場合には、外国銀行支店では 2 度の決算の作業が生じる。その事務負担は決して小さくなく、こういった負担は、外国銀行の日本進出見送り、あるいは日本市場撤退の一因ともなり得る。業界横断的なモニタリングの観点で、統一した決算期が必要との議論もあり得るものの、本店の決算時期と異なる規模の小さい支店の財務諸表の独自の開示が、預金者等にどの程度メリットがあるか疑問であること、外国銀行支店のビジネスモデルは多岐に亘り、そもそも財務諸表による「横比較」にあまり意味があるとは思えないことから、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせるができるように手当てして頂きたい。</p>	<p>(1) 外国銀行支店の決算時期</p> <p>銀行については、統一的・横断的な監督を行う必要性などから、その事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までと銀行法で定めていますが、外国銀行支店に係る事業年度規制の見直しについては、母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ、検討することとします。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p data-bbox="271 236 896 268">(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等</p> <p data-bbox="219 320 1019 895">日本において金融機関が求められる報告がオフサイトモニタリングも含め多いため、見直して頂きたい。一例を挙げれば、金銭の「100万円以上の紛失」等について不祥事件届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。また、為替取引のような市場取引では単純な入力ミスは日常的に生じてしまうが、こういったミスにより実行された取引の結果として100万円以上の損失は容易に生じる。そういった損失については、不祥事件届出には該当しないと考えるが、金融機関がとりあえず届出しておいた方が無難と考えて当局に提出し、当局もこれを受領しているのが実情である。これは、不必要な作業を双方に生じさせている慣行ではないかと考えられる。この点についての改善をお願いしたい。</p>	<p data-bbox="1093 236 1718 268">(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等</p> <p data-bbox="1041 320 2130 435">オフサイトモニタリングを含めた報告全般については、これまでも見直しを行ってきたところですが、引き続き、金融機関の業務負担にも十分留意し検討していきます。</p> <p data-bbox="1041 443 2130 603">銀行においては、預金者等の保護の観点から、適切な業務運営を行う必要がありますが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討することとします。</p> <p data-bbox="1041 611 2130 938">なお、市場取引における事務ミスによる損失は、「その他銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為」であって銀行法施行規則第35条第7項第1号から第4号までに掲げる行為に準ずるもの(同項第5号)に該当しない限り不祥事件届出は不要です。例えば、市場取引において、偶発的な事務ミスが発生したのみであり、その他にも態勢面での問題を窺わせる事情がない場合は、直ちに当該行為に該当するわけではなく、他方で、重大なオペレーションミスやミスの多発等の態勢面での問題が生じていると窺わせる事情がある場合には、当該行為に該当すると考えられます。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p data-bbox="271 236 768 268">(3) 外国銀行の従たる支店の扱い</p> <p data-bbox="219 320 1019 643">外国銀行の従たる支店の設置・廃止については認可事項となっている一方、邦銀の銀行支店の新設・廃止は届出事項となっている。特にリテール業務を行っている外国銀行にとっては、従たる支店の設置・廃止が認可事項となっていることは負担が重く、また、敢えて邦銀と区別して認可事項とする実質的な必要性は乏しいと考えられることから、外国銀行に関しても、届出事項として頂きたい。</p>	<p data-bbox="1093 236 1590 268">(3) 外国銀行の従たる支店の扱い</p> <p data-bbox="1041 320 2132 475">外国銀行の日本における支店の設置に関しては、外国銀行の監督権限が母国の当局にある関係で、当庁においても、母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があります。よって、従たる支店の設置等についても認可制としています。</p> <p data-bbox="1041 488 2132 563">なお、欧州やアジアの諸国においても、外国銀行が従たる支店を設置する際には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。</p> <p data-bbox="1059 612 1153 644">(参考)</p> <p data-bbox="1041 657 2132 812">日本の銀行については、国内の支店等については届出制となっていますが、海外に支店等を設置する場合には、進出先の母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があるため、同一国に2店舗目以降の支店等を設置する場合でも、個々に認可を必要としております。</p> <p data-bbox="1041 825 2132 938">また、欧州やアジアの諸国においても、当地の銀行が、外国に従たる支店を設置する場合には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p data-bbox="271 236 1012 312">(4) 銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介</p> <p data-bbox="219 360 1019 1102">登録金融機関は、証券会社の委託を受けて、顧客の行う株券の売買を仲介することができる（金商法 33 条 2 項 4 号口）。この点、銀行が、顧客の行う株券の売買を仲介した場合、当該顧客に対してヘッジ手段を提供することが必要となる場合がある。しかし、登録金融機関は、株式を原資産とする店頭デリバティブ取引又はその媒介・取次ぎ・代理については、差金決済によるものしか行うことができず（金商法 33 条 2 項 5 号口）、現物決済による店頭デリバティブ取引の媒介や代理を行うことができない。顧客は、ヘッジ手段として、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を求めているのであり（例えばオーナーによるオーナー株の処分の場合）、銀行が、そのような顧客のニーズに応じてヘッジ手段を提供することができないのは、株券の現物売買を仲介することができることに比して、バランスを欠いているのではないか。銀行が、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を仲介することができるように手当てして頂きたい。</p>	<p data-bbox="1093 236 2130 268">(4) 銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介</p> <p data-bbox="1041 360 2139 643">証券会社等の委託を受けて有価証券等の売買の仲介等を行う業務（金融商品仲介業者として金融商品取引法に基づく登録が必要）を登録金融機関が行うことを可能とするとの観点から、登録金融機関の業務として、証券会社の委託を受けて行う株券の売買の媒介、株券の募集・売出しの取扱いの媒介が認められている。他方、店頭デリバティブ取引については、より高い知識・管理体制等が必要な業務であることを踏まえ、金融商品仲介業の業務範囲には含まれていません。</p> <p data-bbox="1041 651 2139 767">上記を踏まえると、登録金融機関が証券会社の委託を受けて現物決済による店頭デリバティブ取引の媒介を行うことを直ちに認めることは困難であると考えられます。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	<p>現在、金融機関の検査において、検査官は、金融機関の融資先企業を訪問し、金融機関の融資姿勢等についてヒアリングをするという事に傾注しており、抽象的なヒアリング結果がたまっているだけで、具体的成果は期待できない実態になっている。</p> <p>現在の検査では伝統的な資産査定等をしていないため、不良債権の隠ぺい等に関する金融機関の融資の実態把握が放置されている実態が生じている。</p> <p>また、ウェブサイトについて、情報提供がワンクリックでできず、使いにくい。</p>	<p>金融庁では、従来、不良債権問題の解決やその再発防止が、金融システムの安定のための喫緊の課題であったことから、厳格な個別の資産査定を中心とする検査を行ってきました。</p> <p>その後、不良債権処理が進展する中で、平成 25 事務年度以降は、個別の資産査定に関しては、引当等の管理態勢や統合的リスク管理態勢等の検証を前提として、金融機関の判断を尊重しており、当局は金融機関全体の健全性のチェックに重点を置いています。</p> <p>また、金融機関が、融資先企業の生産性向上につながる本業支援に取組み、企業価値を向上させることは、結果として、金融機関自身の健全性や経営の持続可能性の確保につながります。</p> <p>金融庁としては、金融機関がこのような顧客との「共通価値の創造」に根ざしたビジネスモデルを確立することが重要と考えており、こうした観点から、金融機関やその融資先企業との対話を進め、金融仲介機能の質の改善を目指しています。</p> <p>金融行政モニター受付窓口に対するご意見等の提出は、情報セキュリティの観点から迷惑メール等の大量送付などを防止するため、ウェブサイトにおいてワンクリックで出来ない手続きとしています。</p>

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところでした。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年 1 月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成 28 年 6 月から 12 月までの 6 か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口寄せられた意見等は、平成 28 年 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に 316 件となっています。

2. 金融行政モニター受付窓口寄せられたご意見等について

○ 平成 28 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

11 件

【主なご意見等】

(別紙) をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるもの限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・ 金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総務企画局政策課調整係

- ・ 金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

(別紙)【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p>(1) 第一種金融商品取引業について</p> <p>外資系運用会社が、同じグループの会社が海外で設立したファンド（第一項有価証券（外国投信）に該当する商品）への投資を日本国内の適格機関投資家を対象に募る場合、日本国内では第一種金商業の登録が必要であるが、①取得勧誘の前段階であって取得勧誘には分類できない紹介・説明行為のみの場合にまで第一種金商業としての登録を求めるのは過度な負担。なお、運用会社としては、ファンドの仕組みを説明し、ターム・シートの最終化までの作業を行いたい。</p> <p>外資系運用会社がファンドの仕組みの説明等を行うに際し、②第一種金商業の規制緩和や③第二種金商業（自己募集）の登録で足りるよう、法改正等を行ってほしい。</p>	<p>(1) 第一種金融商品取引業について</p> <p>① 金融商品取引契約の締結に関し、他者が発行者である個別の第一項有価証券について投資家に対して説明を行うことは、一般的に金融商品取引契約の成立に向けて尽力する行為に該当し、こうした行為を行う場合には、第一種金商業の登録が必要であると考えられます。したがって、ご意見にあるような具体的商品の説明を、金融商品取引契約の締結に関し投資家に対して行う場合には、一般的に上記の登録が必要であると考えられます。</p> <p>② 金融商品取引法制上、他者が発行者である第一項有価証券の取得勧誘を行う者は、第一種金商業の登録を受けることが求められています。また、業登録の要否は、グループベースでなく法人格ごとに判断することとされています。</p> <p>従って、ご意見のように、ある会社が発行した第一項有価証券（例：投信受益証券）の取得勧誘を、企業グループ内の別の会社が行う場合も、上記同様第一種金商業の登録が必要です。</p> <p>また、ご意見は、自己資本比率規制等の財務基盤に係る規制の緩和に関するものと理解しますが、仮に顧客が適格機関投資家に限られる場合であっても、顧客からの預かり資産の保全等に必要な財務基盤は適切に確保されねばならないと考えます。</p> <p>以上を踏まえると、グループ会社が発行者であることや販売対象の顧客が適格機関投資家であることをもって、直ちに第一種金商業に係る規制を緩和することは困難であると考えます。</p> <p>③ 金融商品取引法制上、投資信託の自己募集については、投資運用業の登録を受けた者等が「自ら運用する商品について取得勧誘を行う」ものであることから、別途投資運用について監督を受けていることに鑑み、その取得勧誘行為について第二種金商業の登録を受けることで足りることとされています。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1		<p>これに関しては、金融商品取引法制上、業登録の要否は、グループベースでなく法人格ごとに判断することとされています。</p> <p>従って、グループ内の会社といえども法人格の異なる会社が運用する有価証券の取得勧誘を行うことは、投資運用業の登録を受けた者等が「自ら運用する商品」を取得勧誘することと捉えることは困難であり、取得勧誘を行うものが第一項有価証券であれば、第一種金商業の登録が必要になります。</p> <p>上記を踏まえれば、ご意見のようなグループ内の会社が運用する投資信託について取得勧誘を行う行為を自己募集とみなして第二種金商業の登録で足りるとすることは困難であると考えます。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p>(2) 信託銀行における運用について</p> <p>① 投資信託のポートフォリオにおいて、外貨資産のみならず円貨資産の保管についても、日本の信託銀行での保管に限定せずに、グローバルカストディアンでの保管を認めるよう運用を変更してほしい。</p> <p>② 現在は、運用会社の海外オフィス（以下、「海外オフィス」）がトレードした為替について、カストディアンである国内信託銀行（以下、「信託銀行」）が海外オフィスから指示を受けた上で翌朝に決済指図を出す慣行となっている。 海外オフィスから信託銀行への指示と、当該運用会社の日本オフィスから信託銀行への運用指図書とが異なる場合にのみ、信託銀行が、決済を行わない旨の指図を出し、当該指図がなければ海外オフィスの指示どおり決済が行われるという運用に変更してほしい。</p> <p>③ 銀行勘定と信託勘定の取引は信託業法上原則禁止されているが、資産運用業務に関し、信託銀行による日本円の当座貸越を認める運用を行えるよう法改正等を行ってほしい。</p>	<p>(2) 信託銀行における運用について</p> <p>①及び②について、我が国の法制上、グローバルカストディアンに円価資産の保管を委託することや運用会社の海外拠点からグローバルカストディアンに決済指図をすることは可能であると考えられます。</p> <p>③について、信託業法及び関連法令では、忠実義務の一類型として、銀行勘定と信託勘定との間の取引（自己取引）について原則として禁止されていますが、信託契約において、自己取引を行う旨を記載した上で、通常の取引条件よりも受益者が不利とならない取引条件による取引であること等の条件を満たす場合には行うことができることとされています。</p> <p>こうした法制上の観点や海外のプラクティス(注)も参考に、オペレーションの効率化による資産管理業務の質の向上を図るため、我が国におけるプラクティスの改善の必要性について、委託者・受託者を含めた関係当事者が議論することが望ましいと考えます。</p> <p>(注) 海外では、①運用に際して全ての資産がグローバルカストディアンに預託され、②ファンド・マネージャーからグローバルカストディアンに対して決済等の指図が行われる事例が多いものと承知しています。また、その際、③グローバルカストディアンにおいては、証券売買に関する代金の決済に関し「コントラクチュアル・セトルメント」^(※1)が広く提供されており、コントラクチュアル・セトルメントによる場合ではなくとも、上限を設ける等のリスク管理の下で、いわゆる赤残^(※2)を認めるプラクティスもあると承知しています。</p> <p>(※1) 売買相手方から送金指図を受け取った場合には、一定の要件を満たしていることを条件に、指図どおり顧客口座に入金するサービス。</p> <p>(※2) 保管資産に取引に充てる資金がなくても、グローバルカストディアン等の信用供与により当該取引の決済を許容すること。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p data-bbox="241 236 667 268">(3) 投資信託の併合について</p> <p data-bbox="226 320 1016 517">投信の併合について、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの以外は書面決議が必要であるが、理想的なポートフォリオを組むことが困難となる規模の小さい投信の併合を実行しやすくするため、この要件を緩和してほしい。</p> <p data-bbox="241 1198 573 1230">(4) 国際競争に関して</p> <p data-bbox="226 1283 1016 1474">将来的に国内にアジア地域ファンドパスポートのハブを育成する場合、現在の本邦の信託スキームには諸外国では一般的ではないオペレーションが存在するため、上記(1.～3.)の問題を解決することがファンドビジネスの国際化に向けた基本的条件になる。</p>	<p data-bbox="1066 236 1491 268">(3) 投資信託の併合について</p> <p data-bbox="1050 320 2134 644">従前、投資信託の併合に当たっては常に双方の投資信託において書面決議を要することが、非効率な小規模投資信託を存続させ、ひいては経費率の上昇を通じて受益者の利益を害しているおそれがあるとの指摘があり、その点も含め、平成24年の金融審議会(投資信託・投資法人法制の見直しに関するWG)において議論がなされました。その結果、受益者保護に配慮しつつ、投資信託の併合を促進する観点から、商品としての基本的な性格に相違がない投資信託については書面決議を不要とすることが適当であるとの報告がなされました。</p> <p data-bbox="1050 655 2134 810">この報告を踏まえ、平成25年の投資信託及び投資法人に関する法律の改正により、併合の前後で商品としての基本的性格に相違がないこと等一定の要件を満たした場合には、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして、書面決議を不要としました。</p> <p data-bbox="1050 821 2134 938">このような経緯を踏まえると、当該要件の更なる緩和については、受益者の利益を考慮すると影響が軽微とは言えないため、慎重に考える必要があります。</p> <p data-bbox="1050 949 2134 1104">なお、投資信託の併合の実施に関しては、併合に対応する計理システムが存在しないなど、実務上の課題が指摘されているところであり、受益者保護に留意しつつ併合を機動的に行うことを可能とするための検討が、現在関係者間で行われているものと承知しています。</p> <p data-bbox="1066 1198 1397 1230">(4) 国際競争に関して</p> <p data-bbox="1050 1283 2134 1474">(1)～(3)のご意見等についての金融庁の対応は上記の回答のとおりです。海外のプラクティスと我が国のプラクティスが必ずしも一致しないものもありますが、委託者・受託者を含めた関係当事者が顧客(最終の受益者である投資家)本位の観点から我が国のプラクティスについて議論することが望ましいと考えます。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	<p>銀行法には、貸金業法のような年収の三分の一を超える貸付を禁止する定めはなく、現在、銀行が、傘下の信販会社等に保証をさせて、年収の三分の一を超える貸付を行う例が頻発し、多重債務者が発生している。銀行は、債務整理等が行われても、保証人（信販会社等）から回収できるため、貸付審査においては十分な審査を行っていないようである。金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」（Ⅲ－６－３）に照らし、このような事態に対し、銀行法 26 条に基づく業務改善命令を発出すべきである。</p>	<p>銀行等による消費者向け貸付けに関しては、改正貸金業法第 13 条の 2 に規定するいわゆる総量規制等、同法の適用はなく、年収の 3 分の 1 を超過する貸付も制限されていませんが、銀行等には銀行法令により利用者保護や審査態勢の整備等を含む健全かつ適切な業務運営の確保が求められています。</p> <p>さらに、監督指針においては、改正貸金業法における多重債務発生抑制の趣旨や利用者保護の観点を踏まえることが重要であることに鑑み、以下のような事項について所要の態勢整備を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銀行等による貸付けが債務者にとって過剰とならないか等を確認する態勢を構築しているか。 ② 貸付けに保証を付す場合であっても、当該保証のみに頼ることなく、債務者の借入状況や返済計画など、銀行等自らがその返済能力等を適切に確認する審査態勢となっているか。 ③ 保証会社の保証能力を確認する態勢となっているか。 ④ 保証した貸金業者が代位弁済するケースも含め、厳しい取立てを防止する態勢となっているか。 ⑤ 債務者からの相談・苦情について、銀行等において真摯に対応する等の態勢となっているか。 <p>また、本年 3 月 16 日に全国銀行協会が公表した銀行カードローンに係る申し合わせにおいては、審査態勢等の整備として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法を踏まえた年収証明書の徴求、 ・貸金業者や他行の貸付けを勘案した返済能力の確認、 ・年収に対する借入額の比率を意識した代位弁済率のコントロール <p>といった取組みに努めることとされています。</p> <p>金融庁としては、銀行等が、自らの社会的責任や改正貸金業法の趣旨を踏まえ、多重債務問題の発生を防止する観点から、適切に業務を行うことが重要と考えており、各行のカードローン業務の運営状況について、この申し合わせに係る取組状況も含め、引き続き、しっかりとモニタリングして参ります。</p>

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3	<p>振り込め詐欺被害は現在に至っても後を絶たず、加害者に対する民事・刑事の責任は十分に追及されていない状況にあるが、口座開設時に十分な本人確認を怠った金融機関にも責任があるのではないか。振り込め詐欺救済法もあるが同法に基づく被害者救済も不十分である。被害者に被害金全額が支払われるよう、金融機関が被害者に対して被害金全額を支払うことを義務化する制度や、加害者の刑事責任確定後に金融機関から当該加害者に対して損害賠償を請求できる制度等をご検討いただきたい。</p>	<p>金融機関は、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認や振り込め詐欺救済法に基づく口座の利用停止等を実施しています。しかしながら、犯罪に利用されたことのみをもって金融機関に責任を負わせることは困難であり、ご指摘の被害金全額の支払いを行う義務や被害者に代位して加害者に対する損害賠償請求を行う義務を金融機関に一律に課すことには慎重であるべきものと考えます。</p> <p>一方で、振り込め詐欺の被害は後を絶たない状況であることはご指摘のとおりです。このため、金融庁としては、犯罪収益移転防止法や振り込め詐欺救済法に基づき、金融機関に適切な対応を促してまいります。</p> <p>① 本人確認の徹底 犯罪収益移転防止法においては、個人番号カードを本人確認書類に位置付ける（平成28年1月）とともに、本人確認を強化する観点から、従前はその提示のみで足りた顔写真のない本人確認書類が提出された場合、そのほかに他の本人確認書類の提示を求めるなどの追加的な対応が必要になりました（平成28年10月）。 金融庁としては、このような犯罪収益移転防止法の内容を踏まえて、金融機関に対し、引き続き適切な対応を求めてまいります。</p> <p>② 口座の利用停止等の適切な実施 金融機関は、捜査機関等から不正利用が疑われる口座の情報提供を受けた場合、当該口座の取引状況を調査した上で、利用停止や強制解約を行っています。被害防止の観点から迅速な対応が求められる一方、誤った口座凍結が行われないよう金融機関において一定の調査を要する事案もあると考えられます。 金融庁としては、金融機関が、情報受領後に迅速かつ適切に調査を行い、必要な措置を適切に講じる態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。</p>

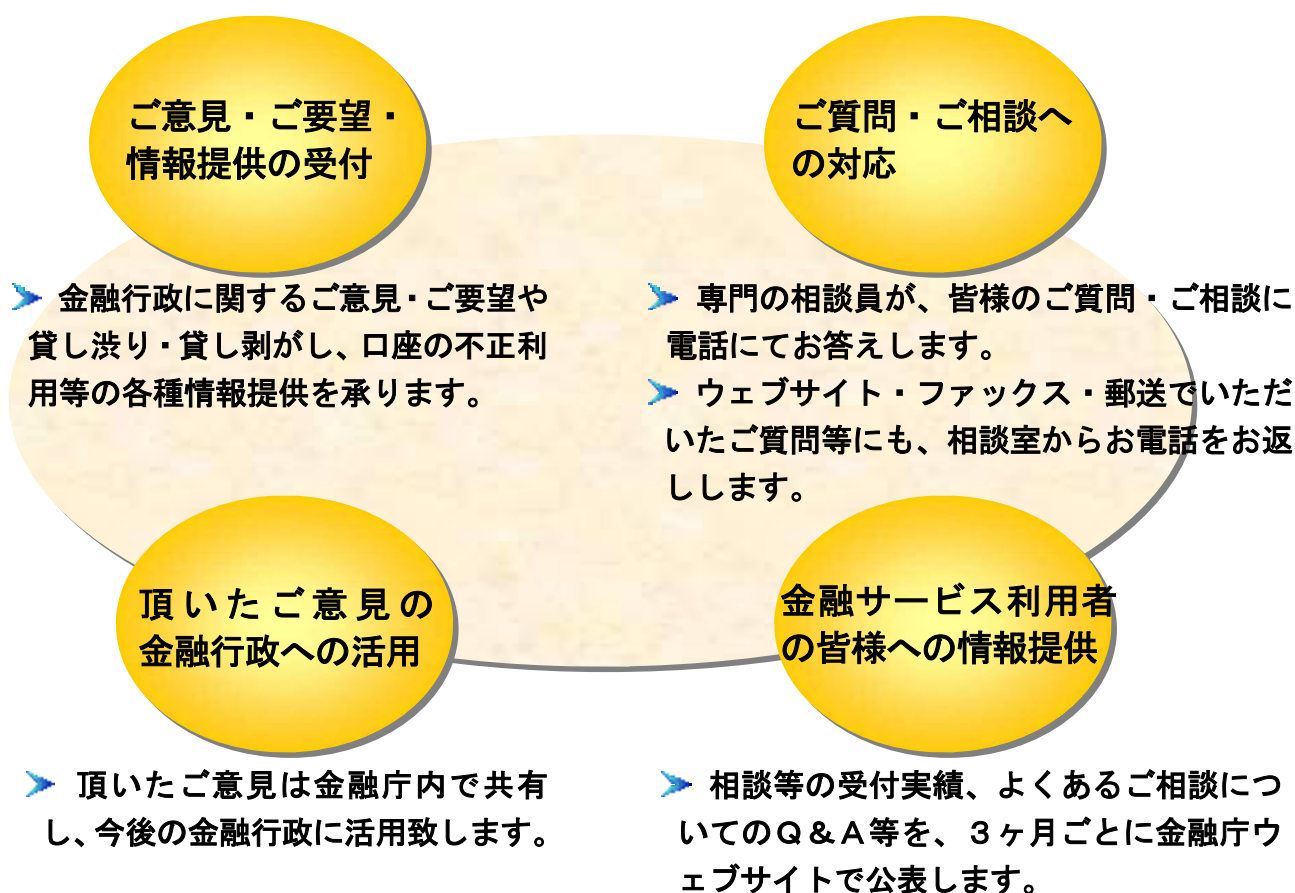
番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3		<p>③ 被害回復の申請を促す措置</p> <p>全国銀行協会等の各業界団体は、被害者への財産的被害の迅速な回復を図る観点から、以下の内容を含む事務取扱手続について傘下金融機関に周知しており、各金融機関においては当該手続に則った対応が行われていると認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 被害を受けたことが疑われる者が行うべき手続き等を周知すること。 ii) 自行が振込元金融機関である場合には、被害申出人を振込先金融機関の担当窓口へ誘導するとともに、被害申出があった旨を連絡すること。 iii) (申出がないものの) 被害を受けたことが疑われる者に連絡を取るよう努めること。 <p>金融庁としては、預金保険機構による振り込め詐欺救済法に基づく検査のフォローアップ等を通じて、金融機関が支払い手続等に係る態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。</p>

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する4つのサービス



- ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧下さい 

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：0570-016811(ナビダイヤル) IP電話からは 03-5251-6811
(注) お電話は、応対内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。
- 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ウェブサイトでの受付

- 金融庁ウェブサイトのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ
(<http://www.fsa.go.jp>)
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けております。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。



金融庁
総務企画局政策課 金融サービス利用者相談室

資料 2-13-2

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(平成28年4月1日～29年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

28年4月1日～6月30日・・・28年7月29日公表(第44回)

28年7月1日～9月30日・・・28年10月31日公表(第45回)

28年10月1日～12月31日・・・29年1月31日公表(第46回)

29年1月1日～3月31日・・・29年4月28日公表(第47回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	28/4～6	28/7～9	28/10～12	29/1～3	28年度合計
質 問 ・ 相 談	7,303	6,952	7,653	6,795	28,703
意 見 ・ 要 望	970	926	980	861	3,737
情 報 提 供	777	536	569	409	2,291
そ の 他	113	77	66	50	306
合 計	9,163	8,491	9,268	8,115	35,037

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	28/4～6	28/7～9	28/10～12	29/1～3	28年度合計
電 話	7,407	6,992	7,766	6,893	29,058
ウ ェ ブ サ イ ト	702	729	790	648	2,869
フ ァ ッ ク ス	526	287	241	181	1,235
手 紙	381	337	279	308	1,305
そ の 他	147	146	192	85	570
合 計	9,163	8,491	9,268	8,115	35,037

3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	28/4～6	28/7～9	28/10～12	29/1～3	28年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2,903	2,812	2,948	2,379	11,042
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	2,482	2,329	2,231	2,173	9,215
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,482	2,170	2,829	2,269	9,750
貸 金 等	865	779	801	858	3,303
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	431	401	459	436	1,727
合 計	9,163	8,491	9,268	8,115	35,037

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	886	30.5	1,214	41.8	803	27.7	2,903	100.0
7月～9月	894	31.8	938	33.4	980	34.9	2,812	100.0
10月～12月	1,279	43.4	837	28.4	832	28.2	2,948	100.0
1月～3月	933	39.2	828	34.8	618	26.0	2,379	100.0
28年度合計	3,992	36.2	3,817	34.6	3,233	29.3	11,042	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	588	23.7	1,150	46.3	744	30.0	2,482	100.0
7月～9月	612	26.3	1,030	44.2	687	29.5	2,329	100.0
10月～12月	560	25.1	890	39.9	781	35.0	2,231	100.0
1月～3月	559	25.7	889	40.9	725	33.4	2,173	100.0
28年度合計	2,319	25.2	3,959	43.0	2,937	31.9	9,215	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	901	36.3	1,581	63.7	2,482	100.0
7月～9月	629	29.0	1,541	71.0	2,170	100.0
10月～12月	1,156	40.9	1,673	59.1	2,829	100.0
1月～3月	718	31.6	1,551	68.4	2,269	100.0
28年度合計	3,404	34.9	6,346	65.1	9,750	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	865
7月～9月	779
10月～12月	801
1月～3月	858
28年度合計	3,303

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	431
7月～9月	401
10月～12月	459
1月～3月	436
28年度合計	1,727

資料 2-14-1

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成28年度の主な事務事業の取組内容
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ③ 金融機能強化法等の適切な運用 ④ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み
	2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備
	3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 質の高い金融仲介機能の発揮 ② 金融機能強化法の適切な運用
	3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 証券決済期間の短縮化 ③ EDINETの整備
	2 市場機能の強化のための制度・環境整備	① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組の促進 ④ 上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組み ⑤ より効果的・効率的な開示に向けた制度整備等の推進
	3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	① フォワードルッキングな観点からの監視活動の機能強化 ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ③ 我が国において使用される会計基準の品質向上 ④ 包括的かつ機動的な市場監視 ⑤ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不正取引への対応 ⑥ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑦ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑧ 課徴金制度の適切な運用 ⑨ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 ⑩ 自主規制機関との適切な連携 ⑪ 市場参加者の規律強化に向けた取組み
	4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	① 金融商品取引業者等に対する効果的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効果的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携
	5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	① 適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みの実施 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進
IV 横断的施策	1 国際的な政策協調・連携強化	① 国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論への戦略的な対応 ② 海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応
	2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	① アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備の促進等
	3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	① 金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直し ② FinTechへの対応 ③ 規制・制度改革等の推進 ④ 事前確認制度の適切な運用 ⑤ 官民による持続的な対話の実施
	4 金融行政についての情報発信の強化	① 金融行政に関する広報の充実
	5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	① 金融経済教育の推進

業務支援基盤の整備のための取組み（平成24～28年度）

分野	施策	平成28年度の主な事務事業の取組内容
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	① 職員の意識改革、組織として力を最大限に引き出すための人材育成及び組織活性化
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学のネットワーク強化
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用	① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減 ② 情報セキュリティ対策の推進
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた訓練

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
25 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25 年 4 月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25 年 6 月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催（25 年 6 月 7 日） ・「平成 23 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25 年 6 月 21 日） ・「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25 年 4 月～26 年 3 月末）策定（25 年 6 月 28 日）
8 月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成 24 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25 年 8 月 30 日）
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承） 	
26 年 5 月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 23 回政策評価に関する有識者会議」開催（26 年 5 月 30 日）
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（26 年 6 月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（26 年 6 月 13 日）
7 月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：26 年 4 月～27 年 3 月末）策定（26 年 7 月 1 日公表）
8 月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成 25 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（26 年 8 月 29 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
27年3月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」の一部変更（27年3月閣議決定） 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（27年4月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（27年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（27年6月12日） 「第24回政策評価に関する有識者会議」開催（27年6月29日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成26年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（27年8月31日公表） 「平成27年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：27年4月～28年3月末）策定（27年8月31日公表）
28年5月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（28年5月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成26年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（28年5月20日）
6月		<ul style="list-style-type: none"> 「第25回政策評価に関する有識者会議」開催（28年6月8日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成28年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：28年4月～29年3月末）策定（28年8月12日公表） 政策評価（平成27年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（28年8月31日公表）
29年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（29年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成27年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（29年6月23日） 「第26回政策評価に関する有識者会議」開催（29年6月26日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（29年7月政策評価各府省連絡会議了承） 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：29年4月～33年3月末）策定（29年8月1日公表） ・政策評価（平成28年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（29年8月31日公表）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

基本政策／施策	主な実績	測定結果
I 経済成長の礎となる金融システムの安定		
1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関における中長期的に持続可能なデジタルの構築・維持に向け、フォワードルッキングなリスク分析を行うとともに、課題が認められる先に対し課題解決に向けた具体的かつ有効な取組みを促進 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施 	A
2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> カウンター・シクリカル・バッファの運用枠組みに関する監督指針の整備を実施 	B
3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	<ul style="list-style-type: none"> グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、大手金融グループの市場への認識やリスク管理態勢を把握・分析することで、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析し、モニタリングに活用 	A
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上		
1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 仮想通貨交換業者等に係る法制度の整備を図るため改正資金決済法・関係政府令を整備 利用者保護法制の適切な運用 	A
2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）の策定・公表、金融仲介の質の向上に向けた取組みの実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用した深度ある対話の実施 	B
3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組みを策定・公表 少額からの長期・積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設 	A
III 公正・透明で活力ある市場の構築		
1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の実施 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の整備（安定運用、改修対応等） 	B
2 市場機能の強化のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 運用機関のガバナンス・利益相反管理の強化やアットオナーの役割の明確化等を盛り込んだステュワードシップ・コードの改訂案の公表 フェアディスクロージャーの導入に向けて、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会へ提出 	A
3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を実施 適切に調査・検査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告、悪質な事案については告発を実施 	A
4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者等のリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を踏まえてオンサイト・モニタリングを開始。その結果、重大な法令違反が認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告等を実施 	B
5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の策定・公表 東京にIFIA事務局が開設 	A
IV 横断的施策		
1 国際的な政策協調・連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 経済の持続的成長と金融システムの安定の両立の必要性等に関して国際的に問題提起 G20において金融庁によるこうした問題提起と整合的な内容を含む首脳宣言が採択されるなど、理解が広まりつつある 	A
2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	<ul style="list-style-type: none"> 「グローバル金融連携センター」において新興国の当局職員に対し研修を提供（26年4月の設置以来、22カ国から計77名を受入） ミャンマーにおいて証券取引所の適切な運営に向けた支援を行うなど、新興国に対する技術協力を推進 	B
3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 利用者保護を確保しつつ、銀行等とフィンテック企業とのオープンイノベーションを推進するため、「銀行法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出 「金融モニタリング有識者会議」を設置し、当該議論を取りまとめた「金融モニタリング有識者会議報告書」を公表 	A
4 金融行政についての情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> 幹部が講演等において金融庁の政策を積極的に発信。ウェブサイトを活用した重要施策の周知や英語での情報発信を強化 	A
5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 大学や市民講座等への講師派遣、全国の高校・大学・地公体等へのガイドブック配布 	B
業務支援基盤の整備のための取組み		
1（1）金融行政を担う人材の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員のキャリアパスに関する希望等を聴取するための直接面談の実施や、人事評価の運用の見直し等により、人材育成の取組みを推進するとともに、業務効率化・職場環境改善に向けた取組みを継続的に実施 	B
2（1）学術的成果の金融行政への導入・活用	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の要望に基づく研究テーマについて、調査研究を実施し、その成果を研究成果報告書として公表 	B
3（1）金融行政における情報システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム見直しに伴う運用コスト削減、金融庁の情報セキュリティ対策の推進を実施 	B
3（2）災害等発生時における金融行政の継続確保	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁業務継続計画等の実効性の検証、各種訓練の実施（民間金融機関等とも連携） 	B

(注) 測定結果 A：「目標達成」⇒10 B：「相当程度進展あり」⇒10

金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

< 概要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法 (H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3策定)
 - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
 - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
 - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画 (H26.3策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定、H27.12最終改定)

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定 (H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定 (H27.12)。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
 - 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
 - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
 - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
 - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> ➢災害対策本部の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> •災害対策本部の設置・運営に関する庶務 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 •外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 •職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 •国会及び取材への対応 ➢金融市場等における状況の確認 ➢金融機関における状況の確認 ➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ➢金融機関に対する被災者支援の要請 ➢被災者等からの相談受付 ➢EDINETの管理・運用 ➢公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢行政資源の被災状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> •職員の安否確認 •本庁舎の設備等の被災状況の確認 ➢庁内情報システムの管理等 <ul style="list-style-type: none"> •庁内情報システムの障害への対応 •金融庁行政情報化LANシステムの運用 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">＜金融庁と関係機関との概念図＞</p> <pre> graph TD A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] <--> B["金融庁 災害対策本部"] B <--> C["金融機関 取引所 決済機関等"] B --> D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"] A -- "迅速な情報収集・提供" --> B C -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --> B B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --> D </pre> </div>

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁舎

- ・ 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- ・ 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

備蓄

- ・ 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- ・ 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

通信

- ・ 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- ・ 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

行政情報システム

- ・ 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- ・ EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

広報

- ・ 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ・ ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。